

## 次 第

### 第 3 次湖南省多文化共生推進プラン第 4 回策定委員会

日時 令和 4 年(2022 年) 2 月 24 日(木)

午前 10 時～

場所 湖南省役所西庁舎 4 階第 2 会議室

#### 開 会

##### 1. あいさつ

##### 2. 協議事項等

- (1) 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案) のパブリックコメントの結果等について

《当日資料 1～3》

- (2) 「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan の策定について」の答申内容について

《当日資料 4》

##### 3. その他

#### 閉 会

#### 当 日 資 料 一 覧

当日資料 1：湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案) に対する  
意見集約・検討結果 (R 3 第 3 回策定委員会)

当日資料 2：湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案) に対する  
パブリックコメント集約・検討結果

当日資料 3：湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (最終案)

当日資料 4：第 3 次湖南省多文化共生推進プランの策定について (答申)(案)

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

| 意見者<br>属性          | 意見内容 |  | 検討結果   |
|--------------------|------|--|--|
| 第3回多文化共生推進プラン策定委員会 | 1    | 表紙「～参加から協働、そして創造へ～」のタイトルと下の文章が合っていないため、修正が必要。日本人市民だけではなく、外国人市民だけでもなく、一緒にコミュニティ作りをしていき、新たな文化創造をしていくという意味合い。6ページの記述も、修正が必要。交流から理解は、割愛し、参加、協働、創造、というところに、文章を統一した方がわかりやすい。 | 基本方針につきましては記載されている重要なフレーズであり、過去の計画との一貫性や、P25「多文化共生の地域づくりのための意識啓発」の現状と課題の中で、参加の大切さについて明記していることから、変更を見送ることとしました。<br>つきまして、タイトル下の文言や基本方針の文言も変更していません。 |
|                    | 2    | 目次にアンケート項目が二つあるが、計画に記載されていない。  | プランへの掲載について事務局で精査をしてみました。プランへの掲載を目的として調査したものではないことや、一部調査先に偏りがありますことから、公表は見送ることといたしました。   |
|                    | 3    | 原案6ページにある相談の円グラフの「その他」が42%と多い。見直しできないか。  | 見直しを行い、その他の割合を減少させました。その他 42% ・その他 34%<br>(見直した内容)<br>・ビザ・パスポート 4% その他から独立<br>・在留カード 2% その他から独立<br>・住宅に関すること 2% その他から独立                            |

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

|   |   |  |
|---|---|--|
| 4 | <p>「湖南省一元的外国人相談窓口」を「湖南省ワンストップ外国人相談窓口」への名称変更の検討を。「一元的」という言葉よりも「ワンストップ」の方がわかりやすい。</p> | <p>湖南省総合計画に記載済であることや、交付金を活用し周知パンフレットも作成しておりますので、名称の変更は行わないことといたしますが、今後他市の動向も注視していきます。</p> <p>(参考)</p> <p>外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口(滋賀県内・7市町):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【滋賀県】しが外国人相談センター</li> <li>【長浜市】長浜市役所市民課在留関東窓口</li> <li>【近江八幡市】近江八幡市外国人相談窓口</li> <li>【野洲市】野洲市多文化共生担当窓口</li> <li>【東近江市】東近江市外国人総合相談窓口</li> <li>【米原市】米原市外国人ワンストップ相談窓口</li> <li>【愛荘町】愛荘町外国人一元的相談窓口</li> <li>【湖南省】湖南省一元的外国人相談窓口</li> </ul> |
| 5 | <p>P1 8行にある「民族」に対し、取組として見えない。</p>   | <p>湖南省には宗教や文化、歴史的背景も様々な30以上の国籍の方が居住されており、個別の課題には言及しませんが、「多文化共生社会づくりへの意識啓発、不当な差別的言動の解消」での啓発や、「子どもへの国際理解教育の推進、外国人の人権についての学習会の確保」にて、人権学習の観点から、民族の違いについて人権学習を行うとの取組としての記載がございます。</p>   |
| 6 | <p>P8 12行にある「年齢や人種、ジェンダー、障がいなど」に「LGBT」を追加希望。</p>                                    | <p>法務省が公表する主な13の人権課題にも性</p>  |

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
|    |   |  | 的指向(LGBT)が明記されており、個性として尊重すべき項目ではございますが、尊重すべき個性は他にも複数ありますことから、記載させていただく量なども考慮した結果、追記は行わないことといたします。   |
| 7  | P9㊦ コラムにアドレスを追加希望。  |  | P9㊦ コラムに HP アドレスを記載しました。<br>・内閣官房・内閣府総合サイト地方創生(国)<br>・SDGs未来都市(湖南省)   |
| 8  | P10㊦ プランの体系「施策の方向」の数字の表記の統一が必要。   |  | 表記を統一しました。  |
| 9  | <p>無償ボランティアの限界もあると思うので、違う形での日本語教育もして欲しいと思います。</p> <p>日本語教育に対する取組がこの現状でよいのか。湖南省国際協会の運営委員会で、石部地区にも、水戸地区で実施している様な日本語教室を開講しようという段階になっている。そこもまた、ボランティアの皆さんの力をお借りしなければならない。やはり、滋賀県や湖南省が、早急に取組をしないといけない</p> <p>日本語指導をする人材の養成や財源も含めて、今後の課題になる</p> |  | 日本語指導ボランティアの方につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が数年継続していることや、高齢化等により減少していることから、まずは国際協会などの関係団体とも連携しながら、市といたしましては日本語指導ボランティア増に向けた取組を実施してまいりたいと思います。あわせて、無償ボランティアに頼らない形での日本語教育の実施についても引き続き検討してまいります。 |
| 10 | 平成 29 年の調査をもとに、文部科学省が公表した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 30 年度)」がある。プランに掲載する必要はないが、湖南省は外国人の高校生の中途退学率、大学進学率などを把握してほしい。   |  | 関係課等と連携するなどして把握に努めます。   |

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

|    |   |  |
|----|---|--|
| 11 | <p>P16 ⑦ (1)安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備<br/>教育や子育てはかなり紙面を取っているが、成果指標がない。個別相談の回数を目標値として、何らかの指標として挙げられると良い。</p>  | <p>成果指標の記載(選定)につきましては、重要なものや、合理的に数値化しやすい項目などを選定しており、今回計画には記載はいたしません。教育や子育ての分野につきましては、各課から毎年報告される記述での報告の際に、数値化の検討をしております。</p>                       |
| 12 | <p>P16 ⑦ 下から○行目。「小中学校で外国人市民の子どもの交流会を行い、子ども同士が繋がることのできる取組を行っています」子ども同士が集まって繋がるだけでなく、様々な国籍の子どもが集まり、お互いの文化を認め合いながら、モデルとなる先輩を招く等の取組をしている。「交流会を行い、様々な文化を理解し合いながら」と修正を。</p> | <p>P16 ⑦ 18 行「小中学校で外国人市民の子どもの交流会を行い、<u>様々な文化を理解し合いながら</u>子ども同士が繋がることのできる取組を行っています」</p>   |
| 13 | <p>コミュニティスクールやアフタースクール、そしてフリースクールについてプランに記載することを検討してほしい。</p>  | <p>P16 ⑦ 19 行に「今後、市内小中学校は、外国人向けの教育・保育を目的としている施設など多様な教育の場と連携を深める必要もあります」を追記した。</p>  |
| 14 | <p>不登校の日本人の子どもが、外国人の子どもの文化を学ぶことで、これから頑張っていこうと思う場合もある。日本人市民が支援する側、外国人市民が支援される側でなく、双方が支援し合っていく事が大切だとわかるような文章修正の検討を。</p>   | <p>P16 ⑦ 26 行「多様な文化背景を持つ外国にルーツを持つ子どもたちが自分らしく生き、社会貢献のできる人材に育つためには、<u>多様性を伝える存在</u>に育つためには、地域全体で多文化共生の施策促進も必要なため、より幅広く連携を取って取組を行っていきます。」に修正しました。</p> |

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

|    |  |   |
|----|--|---|
| 15 | P30 ⑤、12 行にある「慣れていくこと」を「親んでもらうこと」がやさしいかと思う。  | P25 ⑤ 14 行「自然な形で日本語や文化に慣れていくこと」を「自然な形で日本語や外国語、多文化に親しむこと」に変更いたしました。                  |
| 16 | P30 ⑤、16 行にある「ダイバーシティのある地域づくり」を「多様性に寛容な地域社会を作ります」が分かりやすい。  | P25 ⑤ 19 行「ダイバーシティのある地域づくりに繋がります。」を「多様性に寛容な地域社会の創造に繋がります。」に変更いたしました。                |
| 17 | ちょうど 4 年前、ブラジルの国民的な漫画家のマウリシオ・デ・ソウザさんが湖南省の日本語教育を支援するために、様々な取組をしてくださり、湖南省に来ていただいた。県内外から多数の方が来られた。そうした交流を元に、日本に住む外国の子どもたちが日本の小中学校にスムーズに適応できるように、やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語などの言語で書かれた本を作ってください、全国の小中学校等に無償で寄贈をしていただいた。湖南省を中心に多くの方々が協力し、多文化共生を推進するためのベースがあるということはとても素敵なことだと思う。そのようなことも、発信していけるといい。 | 湖南省にすでにある魅力的な多文化共生に関する内容について、さまざまな広報媒体を活用しながら、積極的な情報発信をまいります。                       |
| 18 | 日本人が外国人の方々のルーツを守るだけでなく、外国人の方々もまた、同じような境遇の外国人の方を助ける、そのような繋がりを持てる仕組みが、取組の一つとしてあると凄くいいと思う。  | P28 施策「外国人市民の社会活動への参加促進」、「多様性を活かした地域づくり」「地域で活躍する外国人市民に関する情報発信」の 3 つの取組を通じ実現してまいります。 |
| 19 | スペイン語やベトナム語については、予算の関係ですぐには難しいと思うが、湖南省の実情に合わせた言語の対応をすることが大事。 <b>パブリックコメント12 番に近いご意見</b>  | 「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に沿って検討・対応いたします。   |

当日資料 1

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan 」(案)に対する意見集約・検討結果  
(第3回多文化共生推進プラン策定委員会)

|  |    |  |  |
|--|----|--|--|
|  | 20 | 外国人市民にも、しっかり情報を届けたいといけない。その為には多言語での情報提供と<br>いうことになる。 | P30 8行<br>【市の役割】<br>「、必要なサービスや情報を積極的に提供す<br>ることが求められます。」に修正する。 |
|--|----|--|--|

その他 前回策定委員会からパブリックコメントまでの変更点

・阿部委員長のコラム 、 を追記。

原案について、策定委員よりの追加の意見、質問の提出期限は 11 月 2 日(火) 無し

## 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案)

「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案)」にかかるパブリックコメント手続きの結果、寄せられたご意見やご提案とそれに対する考え方をお知らせします。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見募集期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月28日(火)

2 意見の件数 34件(4名)

[内訳]

(1) 原案を修正するもの・・・19件

(2) 原案には反映できないもの・・・13件

(3) 既に原案に記載済みのもの・・・0件

(4) その他・・・2件

## 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan (案)

|   | 意見・提案など  | 市の考え方  |
|---|--|--|
| 1 | P37<br>さ行に追加 P29に記述されている「ステレオタイプ」の説明を加えてはどうでしょうか。多くの人に浸透している固定観念や先入観、思い込み。   | P29の同文中に「一つのイメージに凝り固まらず」と同様の意味の言い換えの表記がありますので、「ステレオタイプな理解にならず」を削除し「一つのイメージに凝り固まらず、多様性を受容して」に修正いたしました。<br>(1) 原案を修正するもの   |
| 2 | P37<br>あ行に追加 「異文化」「異文化コミュニケーション」も同様に説明がほしいです。理由：多文化共生という言葉が世間に知られるようになってきましたが、「文化」は一人一人が家庭や地域、学校、職場、あるいは国などで培ってきたものだと思います。それを理解してこそ、外国人との異文化コミュニケーションにつながるのではないのでしょうか。 | 多文化共生という言葉については、2006年3月に総務省が公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義され現在に至ります。一方、「文化」の定義は様々であり、用語解説や補足での定義づけは困難であると考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見ありがとうございます。 |



|          |  | ( 2 ) 原案には反映できないもの   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
|----------|--|--|----|-----|-----|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|
| 3        | P14<br>「国と自治体の責任が示されました。」を「国と自治体および事業主の責務が示されました。」   | 市の推進計画でありますことから、日本語教育の推進に関する法律第4条(国の責務)及び第5条(地方公共団体の責務)のみ抜粋記載していましたが、第6条(事業主の責務)では、地方公共団体を実施する日本語教育の推進に関する施策に協力することや、雇用する外国人及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものと規定されておりますことから、「国と地方公共団体および事業主の責務が示されました。」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの  |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 4        | P 3<br>1. 「外国人市民の推移」の棒グラフに関して平成24年以降の数値がプラン 資料と異なっているがどちらが正しいか。  | 誤りがありましたので、修正いたしました。<br>P 3 「外国人市民の推移」<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>修正後</th> <th>修正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2315</td> <td>2223</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>2134</td> <td>2189</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>2170</td> <td>2123</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>2225</td> <td>2135</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2392</td> <td>2236</td> </tr> </tbody> </table><br>( 1 ) 原案を修正するもの | 年度 | 修正後 | 修正前 | 平成 24 年度 | 2315 | 2223 | 平成 25 年度 | 2134 | 2189 | 平成 26 年度 | 2170 | 2123 | 平成 27 年度 | 2225 | 2135 | 平成 28 年度 | 2392 | 2236 |
| 年度       | 修正後  | 修正前  |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 平成 24 年度 | 2315   | 2223   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 平成 25 年度 | 2134   | 2189   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 平成 26 年度 | 2170   | 2123   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 平成 27 年度 | 2225   | 2135   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 平成 28 年度 | 2392   | 2236   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 5        | P 3<br>第2章 1 . 「外国人市民の推移」の折れ線グラフに関して、文中の「平成19年(2007年)末には5.88%」は、6.07%の誤りではないか。   | 平成 18 年(2006 年)末には 5.88%となり、平成 21 年(2009 年)末を除き、統計として把握可能な直近の令和 2 年(2020 年)末まで県内市町で湖南省が最も外国人比率が高くなっております。<br>前回のプランから修正する必要のない、「平成 18 年(2006 年)」を「平成 19 年(2007 年)」に訂正したことが誤りでしたので「平成 18 年(2006 年)末には 5.88%」に修正いたします。<br>( 1 ) 原案を修正するもの  |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |
| 6        | P 4<br>「湖南省の外国人住民の在留資格別内訳」のグラフに関して平成28年度12月31日現在のグラフの数値が<br>プラン では 永住者37% プラン では36%<br>(同年5月1日現在)<br>プラン では定住者13% プラン では36%<br>同 技能実習10% 同 11%<br>同 特別永住者30% 同 12%<br>同 日本人の配偶者等 7 % 同 7 % | 滋賀県では、各市町からの情報を集積し、毎年12月末現在の国籍・地域別、在留資格別、年齢別にまとめた統計情報をホームページで公開しています。他市町との比較や分析などを行うにあたり、同じ基準日で比較できることから、湖南省の外国人市民の在留資格別内訳につきましては5月1日から12月31日に改めることとしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。<br>在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取り   |    |     |     |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |          |      |      |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>同 その他3% 同 3%</p> <p>と定住者と特別永住者の数値が大きく逆転しているが、これでは過去と比較するうえでプランの数値自体の信憑性も疑われるのでは？ また、「技術・人文知識・国際業務」だけでなく、定住者・永住者・特別永住者の定義づけも明確に記さないと、グラフを見てその在留資格別の傾向を知ることは市民には難しいのでは？</p>  | <p>上げた背景といたしまして、平成28年（2016年）12月31日現在の円グラフでは少数として「その他」に含まれておりましたが、増加傾向が顕著であり新たに記載したことから、補足として説明を加えさせていただきました。改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>（2）原案には反映できないもの</p>                      |
| 7 | <p>P11</p> <p>1. 「交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援」の目標数値に関して日本語ボランティア指導者目標数が低すぎます。コロナ禍が2年続く中で、学習者、ボランティア共に減少傾向にあるのは活動自体に制約もあり止むを得ませんが、現在国際協会日本語教室では石部地域での夜間の開設を計画しており、また、「やさしい日本語」の地域への普及活動にも参加できるよう、ボランティアの募集活動を積極的に行う必要があると考えております。よって日本語ボランティアの活動人数は現在15名ですが、市民の多文化共生の意識が高まる中、まずは10年～5年前までの旧来の平均ボランティア数の25名を5年間の目標値として達成できるよう募集の努力をしたいと考えております。プランでは基準値49名目標値60名という当時の人数とかけ離れた数値目標でしたが、妥当な数値に修正いただきたく提案します。</p> | <p>数値目標につきましては、現実的かつ実効性のある基準値として20%増を基準に設定いたしました。この基準は達成すべき最低基準と考えており、本市といたしましても国際協会や他の民間団体等と積極的に連携し日本語指導ボランティア人数の拡大に取り組んでまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>（2）原案には反映できないもの</p>                     |
| 8 | <p>P6 4行目「2.相談」や P12 3行目「ICT機器、ICT」と記されていますが、恐らく一般市民でその意味を分かる方は少ないのではないかと思います。用語解説か摘要欄に「情報通信機器」という意識を入れていただきたいです。</p>   | <p>P6 4行目「2.相談」の中で記しておりますICT機器は自動翻訳機のことを指しておりますので、「ICT機器」から「自動翻訳機」に修正いたしました。</p> <p>ICT機器、ICTにつきましては、P37用語解説欄に「ITとICT」の説明を記載しておりますので改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>（1）原案を修正するもの</p> |
| 9 | <p>P30</p> <p>3. PDCAサイクルにおいて「CHECK(評価)では毎年事業の達成状況を調査、課題などを分析」と明記されています。プランとで継続している指標が殆ど同じにも拘わらず数値的には連動していないケース</p>   | <p>施策の進捗状況についてはPDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗状況を分析・評価しており、その結果については計画とは別途公表いたします。</p> <p>計画策定にあたっては関係団体や市民で構成さ</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>が多い。まずプラン 計画時に、プラン の課題とほぼ同内容であるテーマなら、基準値が変わる以上、その検証結果を踏まえた内容を「現状と課題」の中で含めて記述すべきではないかと思います。</p>   | <p>れた「湖南省多文化共生推進プラン策定委員会」において、成果指標と達成値を確認しながら、これまでの5年を振り返り、現状を踏まえた内容の検討を重ねていただきました。</p> <p>検証過程につきましては、これまでの策定委員会の議事録をご参照いただくことを考えております。計画は分かりやすさに配慮し、記載する内容の量なども考慮しておりますことから、改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>  |
| 10 | <p>第4章の1、2と第5章1について<br/>         外国籍住民が支援される対象としてしか書かれていない。1990年の入管法改定から30年以上経過しており、その中で地域社会や日本人また外国籍住民を助ける働きをしている外国籍住民が一定数いるはずだが、そうした人の姿が見えない。2017年に策定した計画と比較して、外国籍住民の実態の変化を踏まえて、この点を改善いただきたい。</p> | <p>ご指摘のとおり、様々な形で地域社会の構成員として活躍、貢献されている外国人市民がおられます。</p> <p>そのような活動を周知することにより、地域の理解や外国人市民の活躍を促進することに繋がると考え、施策「地域で活躍する外国人市民に関する情報発信」の中で、積極的にご意見の趣旨を反映してまいりたいと考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>   |
| 11 | <p>2017年度の計画策定では、市民向けアンケート調査がされていたが、今回はされていない。アンケートができないのであれば、グループインタビュー等を外国籍住民に対して行い、計画策定について当事者の声を聞くことをしていただきたい。</p>  | <p>アンケート実施を見送らせていただいた背景といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大によって聞き取りやアンケートは難しいと判断させていただいたことや、外国人市民アンケートにつきましては平成27年に実施しており、データとしては比較的新しく、外国人市民からの基本的なニーズは変わっていないものと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり外国人市民の意見を市の施策に反映することは重要であり、外国人市民との交流の場であり「うちなる国際化フォーラム」や、日々の外国人相談通訳者への相談対応などの中で意見を集約し、施策の中において反映してまいります。また、次期計画策定時にはアンケート調査の実施を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p> |
| 12 | <p>誰一人取り残さない</p>  | <p>SDGs の「誰一人取り残さない」とのキーワード</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>この計画案ではSDGsに沿っていることが強調されています。p.8にあるように、SDGsの基本的な目標は「誰一人取り残さない」ことです。他方で、本計画案には「多数派に対応する（少数派に対応しきれないのは仕方がない）」という要素が多々見られます。例えば、p.11には、「外国人比率が最も高いポルトガル語の通訳者を配置している」という旨があり、pp.34-35の方針も、「相当数の外国人が受け取る情報には、比較的多くの話者がいる言語で説明する」というものになっています。つまり、経済性・費用を考慮するとの旨です。これは行政としての限られた資源を前提とすると仕方がない面があります。それでもなお、「多数派から対応していかざるをえないこととSDGsとの間に緊張関係があることを意識し、対応状況を不断に見直していく」という旨をp.8に明記することを提案します。</p> | <p>で表現される包摂性の基本理念は大変尊いものですが、持続可能な社会を実現させるという前提があるものと考えており、「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に沿って対応してまいりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>  |
| <p>13 <b>対象</b><br/>p.4にある、外国人市民の国籍別比率をみると、韓国国籍の方も一定数いらっしゃるようです。そこで以下の疑問が浮かびます。この計画案の対象としての「外国人市民」には、いわゆる在日韓国人・朝鮮人の方々も含まれるのでしょうか。計画案は全体的に、日本の文化・言語になじみのない方々を対象として想定しているように見えますが、在日韓国人・朝鮮人の方々については、また全く異なる共生上の課題があるかもしれません。そこで、この計画案に在日韓国人・朝鮮人の方々に関する記述を入れるか、あるいは、これらの方々を対象となっていない計画案であることを明記する、ということをご提案します。</p>  | <p>本計画における外国人市民の定義は、外国籍を有する市民、または日本国籍保持者であっても外国にルーツをもち本市に生活拠点を有する方です。( P 3 ~ 4 における統計上の数値は、日本国籍保持者は含まれておりません。)</p> <p>湖南省には宗教や文化、歴史的背景も様々な 30 以上の国籍の方が居住されており、個別の課題には言及しませんが、その方々も対象に含んでいます。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p> |
| <p>14 <b>日本語指導ボランティア</b><br/>p.15に、日本語指導ボランティアの養成を進める旨が書かれています。湖南省国際協会で、こうしたボランティアを募った際に、希望者を差別的に扱った事例があったことを踏まえて、これを防止するべく、国際協会の組織体質を改善する旨を、ここに明記することを提案します。</p>   | <p>市では「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、人権擁護施策を進め、あらゆる差別のない心のかよいあう明るいまちの実現をめざしています。</p> <p>市内で活動するすべての団体が、人権尊重の視点を持って活動できるよう、より一層の啓発、支援に努めてまいります。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p>   |

15 国際協会の位置づけと問題

この計画案の全体に、例えば p.7、p.14、pp.25-26 などに、何の前提もなく突然、湖南省の施策について湖南省国際協会に依存する旨が書かれます。しかも湖南省国際協会の説明は「民間団体」とは別になされています。

この国際協会とは何でしょうか。地方独立行政法人なののでしょうか。公益法人なののでしょうか。誰が責任の主体なののでしょうか。その組織内のサービス・規律はどうなっているのでしょうか。その組織の構成員による不適切な行為に、市は責任をどう持つのでしょうか。国際協会の活動に対し、市が特段に責任を有さないのなら、なぜ特別扱いするのでしょうか。

以下の実例があります。2018年9月に湖南省国際協会の構成員は人権侵害に当たる言動をとりました。具体的には、構成員の1人が、ボランティア希望者の就業状況について侮蔑し、さらにこれについて「あの人は市に認められているから」という理由で許容し、あまつさえ、「仮に中国人差別となる発言があっても注意しない」と述べました。国際協会と市はこれについて隠蔽しております。これによって当該ボランティア希望者は国際協会でのボランティアをしようとしなくなりました。

実際には湖南省国際協会は(私の知る限り)個人の集合体である、単なる任意団体です。これには法人格はなく、よって責任の所在は不明確です。また、地方独立行政法人等ではないために、そこでは公務員のようなサービス規則が確保されていません。

これらは以下のような現象を引き起こします。すなわち、(i)市のお墨付きを得ているという特権意識から、組織内の人間が「市に認められている」と考え、それ以外の人間に対して侮蔑的な態度をとる、(ii)同様の理由で、組織内の人間同士では「注意」し合うことができない、(iii)特権意識から、自分たちの組織に「傷がつく」ことを恐れ、不祥事を隠蔽し、結果的に内部事情を知る者に不信感を与える、(iv)これらの組織の体質から、新たにボランティアを志す者が組織を敬遠するようになり、人材を確保できない、(v)新たな人材を確保できないので、既存の人

滋賀県内の13市にはすべて国際(交流)協会があり、公益財団法人や特定非営利活動法人といった法人格を有する団体もございます。湖南省国際協会は任意団体ではございますが、平成19年(2007年)6月に設立されて以来、湖南省の多文化共生推進の拠点として継続して活動しておられます。

P29 第5章で国際協会の役割が示されています。法人格の有無に関わらず求められる役割が果たされるよう期待するところです。

個別の事案につきましては本パブリックコメントの趣旨に沿いませんので回答はいたしませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

(2) 原案には反映できないもの

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>間が限られた人数で、組織を閉鎖的に運営していつてしまうために、ますます特権意識を高め、外部から来る人間への侮蔑的な態度が強化される、といった現象です。</p> <p>(これに関連して、長沼豊『人が集まるボランティア組織をどうつくるのか 「双方向の学び」を活かしたマネジメント』2014年 ミネルヴァ書房などが参考になりそうです)</p> <p>現状では、こうした組織は、不透明で、非正統的な権力を有してしまっており、ガバナンスにも問題があり、責任の所在が不明確です。ここに行政が関与している限り行政への不信感が高まるほか、意欲のある潜在的なボランティアを遠ざけてしまい、市民との協働が機能不全を起こしえます。</p> <p>このような状況でもなお、湖南省国際協会に施策を依存する理由が不明です。この国際協会とは何で、法人格等は何で、責任の主体はどうなっており、服務・規律はどうなっており、その組織の構成員による不適切な行為に、市は責任をどう持つのか、なぜ特別扱いするのか、過去の人権侵害事案について市はどう認識しているのかについて、説明を(例えば p.29 に)詳しく記述することを提案します。</p> |   |
| 16 | <p><b>英語での対応</b></p> <p>p.12 などに、「やさしい日本語」で外国人市民に対応していく旨が記されています。これはもちろん望ましい方向だと考えます。他方で、「やさしい日本語」に次いで、職員等には英語での対応が求められると考えます。これは自動翻訳を用いるときにも効果的です。既存の自動翻訳の技術は、国際共通語としての英語を軸として発達しており、英語と他言語との間での翻訳精度が高くなっています。ですから、職員が英語に習熟して自動翻訳機に英語を入力できると、外国人市民への対応の際に意思疎通が図りやすくなります。よって、例えば p.12 以下の施策・取組欄に、「やさしい日本語」とともに、英語に職員が習熟していつてもらう旨を記すことを提案します。</p>   | <p>「やさしい日本語」の取組について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>自動翻訳機を使用いたしますのは主に日本語を母語とする職員でありますことから、「やさしい日本語」の普及という観点からも日本語にて対応してまいりたいと考えておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>(2) 原案には反映できないもの</p> |
| 17 | <p><b>市民ボランティア</b></p> <p>外国人の方が言語などの理由で困っている場合</p>  | <p>国際協会は、地域にある様々な活動主体をつなぐ中間支援組織として、日本語教室や外国語教室</p>  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>に、それぞれの市民がボランティアとして活動することができます。私は先日、外国出身で日本語がほとんどわからない方が原付免許の申請やナンバープレート取得をする際に同行して、窓口での意思疎通を助けることができました。おそらくは他の外国人の方にも同様の協力ができると思いますが、そのためのマッチングの仕組みがない、と承知しています。こうした、日本語指導に限らない、ちょっとした「ボランティア」について、マッチングの仕組みを創出しておくのとよいと考えます。この際、国際協会のようなよくわからない団体に一般市民を組織化することは、軋轢を生むと考えます。この旨を、例えば p.22 か p.26 に、取組の 1 つとして追加することを提案します。</p> <p>の開催、異文化交流の場の提供など地域の国際化の中核的な役割を担うことが期待されていると考えるところですが、外国人支援を目的とした団体は国際協会以外にもございます。マッチングの仕組みにつきましても別途検討していきますが、施策「地域で活躍する外国人市民に関する情報発信」の中で、その情報から新たな活動の広がりを期待しておりますので、改めて文言を付け加えることはいたしません。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>( 2 ) 原案には反映できないもの</p> |
| <p>18 <b>高等教育</b></p> <p>pp.29-30 では、外国にルーツを持つ子どもの、高等教育への進学保障などに触れています。他方で、pp.17-18 の取組として、高等学校への進学についての情報提供・個別相談は記載されていますが、高等教育への進学支援については触れられていません。この点は pp.29-30 にもあるように本人のその後の活躍の場に関わる重要な問題です。せめて、高等教育への進学機会の拡大策の「検討」だけでも、pp.17-18 に取組として記すことを提案します。</p>                   | <p>施策「外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援」の取組内容を「日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学し卒業できるよう」から「日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学・卒業し、希望する生徒が高等教育につながるよう」に修正いたしました。</p> <p>( 1 ) 原案を修正するもの</p>   |
| <p>19 <b>コラムの位置づけ</b></p> <p>p.19 と p.28 に、本プラン策定委員会委員長のコラムが掲載されています。このコラムの位置づけがよくわかりません。これは湖南省の立場を示しているのでしょうか、それとも委員長個人の見解を示しているのでしょうか。後者の場合、個人の見解を行政の計画にことさらに記す理由は何でしょうか(各委員個人の見解は議事録とともに書面で公表する、という方法の方が適切だと思われま)す。位置づけがわからないのでどう理解してよいのかわかりません。位置づけを明示していただくことを提案します。</p> | <p>総務省の指針の元となった「多文化共生推進に関する研究会報告書」や総務省の「多文化共生事例集」におきましても、コラムが設けられています。上記の手法なども参考とさせていただきながら、今回 2 本のコラムの執筆を、専門的知見のある多文化共生推進プラン策定委員会委員長にお願いいたしました。</p> <p>コラム内容は、市の見解及び策定委員会委員長個人の見解の両方の位置づけと考えます。「湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則」第 2 条には「意見を述べ、又は助言を行うものとする」との記載があり、このコラムにつきましてもパブリックコメントにより広く市民からの意見を求めていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>  |

|                               |  | (4) その他   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
|-------------------------------|--|---|-------------------|--|-----|-----|--------------|-----------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 20                            | <p><b>コラム の内容</b></p> <p>p.19 にコラム が掲載されています。この内容が市の見解を示していると仮定して以下述べます。</p> <p>おそらくは限られているスペースに収めたためだと思いますが、内容がわかりにくいと感じました。本文の7行目の「それを「最大化」する人材」という部分を理解できませんでした。この「それ」とは「地域的利益」のことなのか、それとも「国益」「マネー資本主義への適合性」「地域利益」のすべてを指すのか、わかりませんでした。もし「それ」が「国益」「マネー資本主義への適合性」「地域利益」のすべてを指すのなら、「それら」と記した方がわかりやすいです(その場合、これらは相互に矛盾しうるので、「最大化」よりも「最適化」の方がわかりやすいです)。もし「それ」とは「地域利益」のことなのであれば、「それを「最大化」する人材」という表現がわかりにくいです。なぜならその前の部分に「地域利益を守る人材」という表現があるので、「地域利益を守る人」と「地域利益を「最大化」する人材」の違いがわかりにくいからです。おそらく何か深遠なる意味づけがあるのだと思いますが、現状の限られた字数では表現しきれていないのではないかと思います。また、このコラムの最後に「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている。」とありますが、これがどのような条件で実現するのかを明確にしないと、「約束されている、だから現状を放置してよい」という論につながりかねず、すると行政の計画を定める意味もない、ということになると思いました。以上の点を踏まえて、改稿していただくことを提案します。</p> | <p>ご意見を踏まえ、コラム執筆者である委員長と協議した結果、下記のとおり修正いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="847 241 1469 779"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="847 241 1469 297">コラム 多文化共生とグローバル人材</th> </tr> <tr> <th data-bbox="847 297 1161 342">修正前</th> <th data-bbox="1161 297 1469 342">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 342 1161 443">それを「最大化」する人材</td> <td data-bbox="1161 342 1469 443">それを実現する人材</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 443 1161 544">バイリンガルの能力を最大限に発揮する</td> <td data-bbox="1161 443 1469 544">バイリンガルの環境を活かす</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 544 1161 645">橋渡しの役割も期待される</td> <td data-bbox="1161 544 1469 645">橋渡しの役割が期待される</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 645 1161 779">「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている</td> <td data-bbox="1161 645 1469 779">「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 原案を修正するもの</p> | コラム 多文化共生とグローバル人材 |  | 修正前 | 修正後 | それを「最大化」する人材 | それを実現する人材 | バイリンガルの能力を最大限に発揮する | バイリンガルの環境を活かす | 橋渡しの役割も期待される | 橋渡しの役割が期待される | 「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている | 「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている |
| コラム 多文化共生とグローバル人材             |  |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| 修正前                           | 修正後  |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| それを「最大化」する人材                  | それを実現する人材  |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| バイリンガルの能力を最大限に発揮する            | バイリンガルの環境を活かす  |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| 橋渡しの役割も期待される                  | 橋渡しの役割が期待される   |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| 「SDGs 未来都市」としての活躍は、すでに約束されている | 「SDGs 未来都市」を標榜する湖南省の真価が問われている  |   |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |
| 21                            | <p><b>外国人市民の意見の尊重</b></p> <p>pp.27-28 に、外国人市民の意見を反映した地域づくりを目指す旨が記されています。この記述はとても望ましいと考えます。もう少し踏み込んだ記述があってもよいと考えます。</p> <p>具体的には以下の旨を追加することを提案します。すなわち、「外国人市民が区・自治会のルールの制定・改廃に関わることができる制度を保障し、そ</p>   | <p>外国人市民の意見を反映する機会の充実についての取組の評価をいただきありがとうございます。踏みこんだ記述はいたしません。ご提案いただいた事項については区や自治会の運営などに外国人市民が参画しやすい環境となるよう地域に対し啓発を通じて働きかけてまいります。また、パブリックコメントでの外国語での意見送付につきましては、他の地方公共団体等の事例なども今</p>  |                   |  |     |     |              |           |                    |               |              |              |                               |                               |



れを外国人市民に周知していく。」「外国籍を有する方々は日本国では有権者ではないが、住民としての意見が行政に最大限反映されるようにする。例えばパブリックコメント制度で意見を送付できるのは有権者に限定されないことから、外国人市民にも活用してもらおう。外国語での意見送付ができないかを検討する。」といった内容を追加することを提案します。

ただし、そもそもパブリックコメント制度が、実施機関にとって「いら立つ」「腹が立つほど憎たらしく思う」もので、単なる「ガス抜き」なのかどうかによって、この点の記述は変わるとも思われます（2020年12月10日の市議会での市長発言参照）。

後研究してまいります。

(2) 原案には反映できないもの

22 **コラム の内容**

p.28 にコラム が掲載されています。この内容が市の見解を示していると仮定して以下述べます。

最後の4行に、「少子高齢化や人口減少に直面している地域コミュニティにとっても、比較的若年層の多い外国人市民との協働は、経済や防災等の分野で果実がもたらされる。」などとあります。この見方は、「日本人」としての打算が過ぎると思われまます。p.21の中ほどに、「外国人市民といえば、「労働力」として扱われることが多く見受けられますが、共に生活する「生活者」としての側面にも目を向け」ることが求められる、とあります。この見解からすれば、上記のコラムの記述は外国人市民を「労働力」として見すぎていると感じられます。上記のコラムの見方をとってしまうと、「外国人市民は高齢になったら協働相手にしなくてよい」という論が成立しかねません。それはこの計画の主張すべきことではないと考えます。以上の点を考慮していただき、このコラムを改稿していただくことを希望します。

ご意見を踏まえ、コラム執筆者である委員長と協議した結果、下記のとおり修正いたしました。

| コラム 多文化共生と地域コミュニティ  |   |
|---|---|
| 修正前   | 修正後   |
| 全国の外国人集住地域  | 外国人市民が集住している地域  |
| 「共生」ではなく「棲み分け」に進んでいることが懸念される  | 「共生」ではなく「棲み分け」が進んでいる  |
| 少子高齢化や人口減少に直面している地域コミュニティにとっても、比較的若年層の多い外国人市民との協働は、経済や防災等の分野で果実がもたらされる。湖南省にとって、多様性を認め受け入れる地域（Diversity & Inclusion）づくりを進めることは、まさに未来を切り拓く鍵と言える | 少子高齢化や人口減少等多くの課題に直面する地域コミュニティにとって、外国人市民との協働を進め、多様性を認め受け入れる地域づくり（Diversity & Inclusion）を進めることは、まさに未来を切り拓く鍵と言える |

(1) 原案を修正するもの

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  |  |
| 23 | <p><b>細かい諸点</b></p> <p>p.1 の下から 5 行目以降に、「「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に公表しました。」とありますが、これを、「「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に総務省が公表しました。」とすることを提案します。理由は以下のとおりです。このあとの、p.1 の下から 2 行目に「総務省（のプラン）」という記述がありますが、それ以前に総務省がプランを作成した旨の明示がありません（総務省が通知した旨と、「国において」プランを改訂した旨のみの記述があります）ですので、総務省のプランとは何かを明示するとよいと考えます。</p> | <p>「地域における多文化共生推進プラン」改訂版（新プラン）を令和 2 年（2020 年）9 月に総務省が公表しました。」と修正いたしました。</p> <p>（ 1 ） 原案を修正するもの</p>                             |
| 24 | <p>p.3 の中ほどの 1 の説明部分の最後に句点（「。」）を付すことを提案します。</p>  | <p>ご指摘のとおり最後に句点（「。」）を追加しました。</p> <p>（ 1 ） 原案を修正するもの</p>  |
| 25 | <p>p.5 の上部の 2 つのグラフについて、横軸のタイトルとして「学区名と総人口」、縦軸のタイトルとして「外国人市民の比率」などと付すことを提案します。</p>   | <p>ご指摘のとおり横軸のタイトルとして「学区名と総人口」、縦軸のタイトルとして「外国人市民の比率」を付け加えました。</p> <p>（ 1 ） 原案を修正するもの</p>   |
| 26 | <p>p.5 の下から 7 行目で、「水戸及び岩根小学校区ではでは」と記述されているので、「では」を 1 つ削除することを提案します。</p>  | <p>誤表記であり、「では」を 1 つ削除しました。</p> <p>（ 1 ） 原案を修正するもの</p>  |
| 27 | <p>p.6 の表のうち、「対応言語 注」とある部分を、「対応言語 注 1」とし、図表のタイトルにある「相談内訳（人数・件数）」「相談内容内訳（割合）」のいずれにも、「 2」と付すことを提案します。下部にある「 1」「 2」の説明と対応させた方がわかりやすいと考えるからです。</p>   | <p>ご指摘のとおり「対応言語 注」とある部分を、「対応言語 注 1」とし、図表のタイトルにある「相談内訳（人数・件数）」「相談内容内訳（割合）」のいずれにも、「 注 2」と付すことと修正しました。</p> <p>（ 1 ） 原案を修正するもの</p> |
| 28 | <p>p.10 のプランの体系を示した図がとてもよいと思いますが、不要な枠線が残っている点で見づらいと思います。不要な枠線を表示させない方がよいと考えます。</p>   | <p>全般のレイアウト等はルビ付与も含めて公表前に最終調整いたします。</p> <p>（ 4 ） その他</p>   |
| 29 | <p>p.12 の《重点的な取組》の 3 つ目の項目に、「案内版」とあるのを、「案内板」と修正することを提案</p>   | <p>施策での表現にあわせ「案内表示」に修正しました。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | します。  | ( 1 ) 原案を修正するもの  |
| 30 | p.14 の 11 行目からの「びわこ日本語ネットワーク(BNN)を通じた地域日本語ネットワーク活動へのスピーチ大会にも参加しています。」とある部分について、「びわこ日本語ネットワーク(BNN)の地域日本語ネットワーク活動の一環として、スピーチ大会にも参加しています。」などと修正することを提案します。「ネットワーク活動へのスピーチ大会」という表現が何を意味するのかわかりませんでした。この部分は湖南省国際協会のウェブサイト( <a href="https://konan-ia.org/group4">https://konan-ia.org/group4</a> )と酷似しており、行政の計画として十分に検討された文面であるのか不安をおぼえます。 | 日本語教室は、主に湖南省国際協会が実施しています。スピーチ大会への参加を呼び掛けており、大会への参加は受講生の大きなモチベーションにもなっております。<br>「びわこ日本語ネットワーク(BNN)開催のスピーチ大会にも参加しています。」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの   |
| 31 | p.19 のコラムの本文の 5 行目に「先述したスキルを屈指して」とある部分は、「先述したスキルを駆使して」と修正することを提案します。  | 誤字であり「駆使」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの   |
| 32 | p.23 の 13 行目に、「外国人市民に対しては、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが」とありますが、この部分を、「外国人市民に対しても、他の市民と同様に、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが」と修正することを提案します。なぜなら、元の文は、「日本人とは違って、外国人市民にはことさら自助を求める」という意味に読めるからです。おそらくここで述べたいことはそのようなことではないと思います。   | 「外国人市民に対しては、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化のため、今後は「共助」の担い手としての活躍も期待されます。」を<br>「外国人市民に対しては、まず他の市民と同様「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化のため、外国人市民も「共助」の担い手としての活躍も期待されます。」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの |
| 33 | p.27 の《重点的な取組》の 2 行上に、「既に市内で活躍されている外国人市民も多数おり」とありますが、この表現では、「いまだ活躍していない外国人も多数いる」という意味に読めてしまいます。どのような活動をもって「活躍」をとらえるかには本来は多様な見方があります。ここでは「〇〇として活動されている」というように、特定化する語を付した方がよいのではないかと考えます。   | 「既に市内で活躍されている外国人市民」を「キーパーソンとして、また、地域社会の担い手として活動されている外国人市民」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの  |
| 34 | p.38 に「やさしい日本語」の説明として、「会話では熟語を避け、です・ます形を用いり、文章の場合は文節や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなど活用する。」とありますが、これを「会話では熟語を避け、です・ます形を用いて、文章の場合は文節  | ご提案のとおり「会話では熟語を避け、です・ます形を用いて、文章の場合は文節や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなどする。」に修正いたしました。<br>( 1 ) 原案を修正するもの   |

や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなどする。」  
と修正することを提案します。

(最終案)

こなんし たぶんかきょうせいすいしん  
湖南省多文化共生推進プラン

ウィズ コナン プラン  
With  KONAN Plan III

れいわ ねんど ねんど ねんど ねんど  
令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

～参加から協働、そして創造△～

こなんし せいかつ はたら ねんど ねんど  
湖南省で生活するひとや働くひとなど、湖南省にかかわるすべてのひと  
が、ちがう文化、ちがう生活習慣、ちがう価値観を共に（友に）学びあい、  
りかい せんちょう たす たいせつ  
理解しあい、尊重しあい、助けあいながら、コミュニケーションを大切に  
した新しいきずなをつないでいくために、みんなで取り組むプランです。

赤字 パブコメを踏まえた修正

青色 策定委員会（前回）意見を踏まえた修正

緑 事務局修正

令和4年 月

# こなんし 湖南省

## こなんし たぶんかきょうせいすいしん 湖南省多文化共生推進プラン

### もくじ 目次

#### だいしょう さくてい きほんてき かんが かつ 第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 背景・趣旨 ..... 1
2. 改訂の経緯 ..... 1
3. プランの位置づけ ..... 2
4. 計画期間 ..... 2

#### だいしょう がいこくじんしみん がいきょう 第2章 外国人市民の概況など

1. 外国人市民の推移 ..... 3
2. 相談 ..... 6

#### だいしょう たぶんかきょうせい すいしん かん きほんてき かんが かつ 第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1. 多文化共生の意義 ..... 8
  - (1) 市民の人権意識の高揚
  - (2) 市民の異文化理解力や国際感覚の向上
  - (3) 全ての人にとって暮らしやすいまちづくり
  - (4) 地域の担い手づくりと新たな地域文化の創造
2. 基本方針とプランの体系 ..... 8
  - (1) 基本方針
  - (2) SDGs との関係<sup>れん</sup>連性
  - (3) プランの体系 ..... 10

#### だいしょう たぶんかきょうせいしさく てんかい 第4章 多文化共生施策の展開

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援 ..... 11
  - (1) わかりやすい情報の提供
  - (2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供
2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援 ..... 16
  - (1) 安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備
  - (2) 安心して働くこと<sup>が</sup>のできる環境の整備
  - (3) 安心して暮らせる環境の整備
  - (4) 安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり | 25 |
| 2 | (1) 多文化共生の地域づくりのための意識啓発                  |    |
| 3 | (2) 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進      |    |

**第5章 多文化共生施策の推進**

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 6 | 1. 施策の担い手（各主体の役割） | 29 |
| 7 | 2. 計画の推進体制        | 30 |
| 8 | 3. 計画の管理と評価       | 30 |

**資料**

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 11 | <del>(1) アンケート結果（やさしい日本語について）</del>   |    |
| 12 | <del>(2) アンケート結果（企業へのアンケートについて）</del> |    |
| 13 | (1) 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例               | 31 |
| 14 | (2) 湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則            | 32 |
| 15 | (3) 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針              | 34 |
| 16 | (4) 用語解説                              | 37 |
| 17 | (5) プラン策定の経過                          | 39 |

# 第1章 プラン策定の基本的な考え方

## 1. 背景・趣旨

湖南省は、令和2年(2020年)末の外国人市民の比率が6.02%と県内市町で最も高いまちです。以前は出入国を繰り返す外国人市民も多くいましたが、全国的にも最近では定住する傾向が見られることから、外国人市民も地域の一員として共に活動していくことが必要となっています。これまでも行政や湖南省国際協会をはじめとする関係団体などが連携し、多文化共生に向けた取組を行ってきましたが、今後はさらに企業や地域との連携に重点を置き、具体的取組を行う必要があります。また、国籍や民族に関係なく、同じ地域で共に生活する市民としてお互いを理解し、協力し合う気持ちを持つことが大切で、湖南省市民憲章にも「たがいの人権を認め合い、思いやりのある」まちづくりを謳っています。

今回のプランの策定にあたり、見えてきた課題や、積み残しの施策について再考し、「交流から理解へ」「理解から協働へ」「協働から創造へ」の流れをつくり、道筋を示すことで、一人ひとりの個性と多様性が認められる社会、誰にとっても暮らしやすい新たな文化を生み出す湖南省をめざします。

## 2. 改訂の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成18年(2006年)3月に総務省は地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。これを契機に、それぞれの市町村で地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情などを踏まえた具体的な施策と、その推進体制に関する指針・計画の策定が進められることになりました。

平成22年(2010年)4月に滋賀県が「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定し、国・県・市町村・企業・国際協会・NPO、そして県民がそれぞれ役割を担いながら多文化共生の地域づくりが進みました。(令和2年(2020年)には第2次滋賀県多文化共生推進プランが策定されています。)

湖南省では平成24年(2012年)3月に「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」を制定し、あわせて「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan」を定め、国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民として共に生きていく多文化共生社会を推進してきました。

また、その後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などを踏まえ、「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan II」を平成29年(2017年)3月に策定しました。

国においては、平成30年(2018年)6月15日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受け入れを拡大する方針が示されました。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、「外国人住民の増加・多国籍化、在留資格『特定技能』の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化」を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」改訂版(新プラン)を令和2年(2020年)9月に総務省が公表しました。

令和3年度(2021年度)に「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan II」の5年間の計画期間が終了することから、総務省や滋賀県のプランと整合性を保ちながら、より実情に合ったプランと



1 なるよう改訂を行います。

### 2 3. プランの位置づけ

3 このプランは「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」により定められた多文化共生施策を  
4 総合的かつ計画的に実施するための推進計画です。また、最上位計画である「第二次湖南省総合計画  
5 後期基本計画」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大  
6 の影響による生活様式の変化、外国人市民の居住地の集住化（隔たり）、国の交付金を活用したICT  
7 Tの導入による相談体制の充実、「湖南省SDGs未来都市計画」（149ページ コラム参照）の策定等、  
8 当市における5年間の情勢変化にも対応した計画となるよう策定しました。

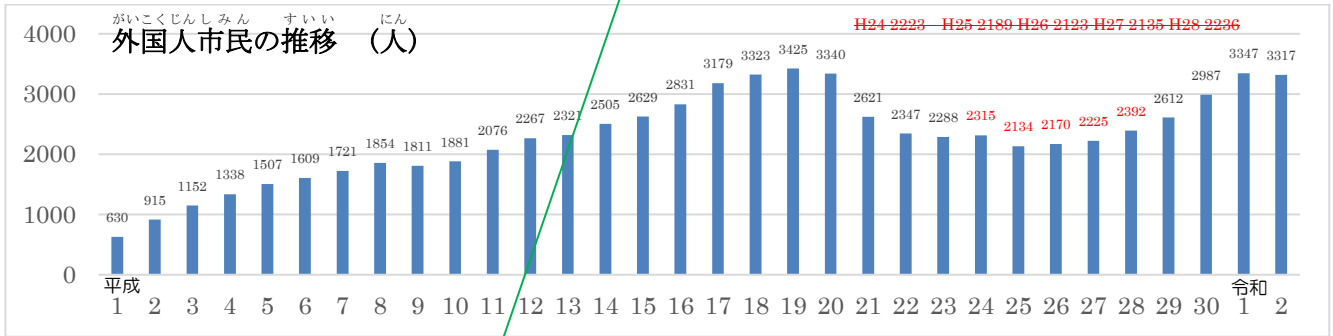
### 10 4. 計画期間

11 本計画の期間については、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。  
12 なお、その間 著しい社会情勢などの変化があった場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 外国人市民の概況など

1. 外国人市民の推移

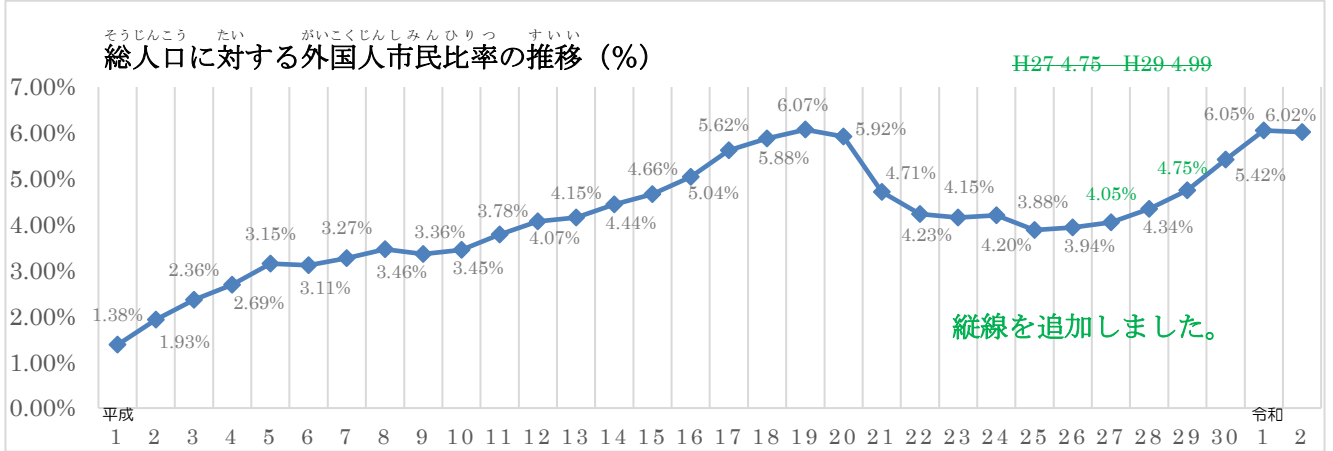
出入国管理及び難民認定法<sup>※1</sup>が平成2年(1990年)に改正されると、日系三世までが日本で就労可能となり、主にブラジルやペルーなど中南米諸国からの来日が全国的に増加しました。湖南省においても、平成3年(1991年)には外国人市民が1,000人を、平成11年(1999年)には2,000人を、平成17年(2005年)には3,000人を超え、平成19年(2007年)に3,425人とピークを迎えました。平成20年(2008年)秋に起きた世界的な経済危機の影響で外国人市民数の減少傾向が続いていましたが、近年はまた上昇傾向がみられます。令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました。なお、外国にルーツがある日本国籍保持者(帰化された方)は統計上、外国人市民には含まれません。



※平成元年(1989年)から平成16年(2004年)までは旧石部町・旧甲西町のデータを合計したもの  
 ※数値は各年12月末現在

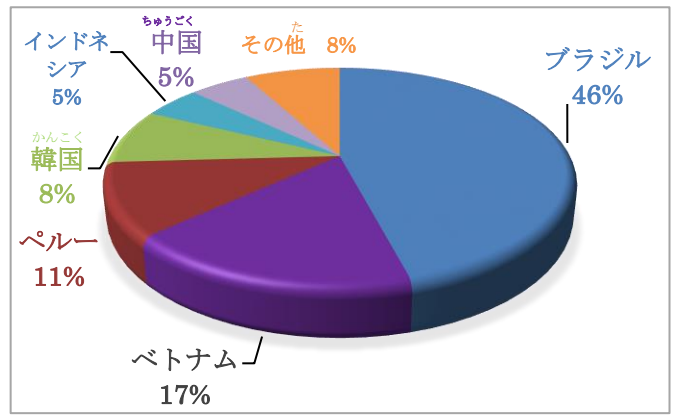
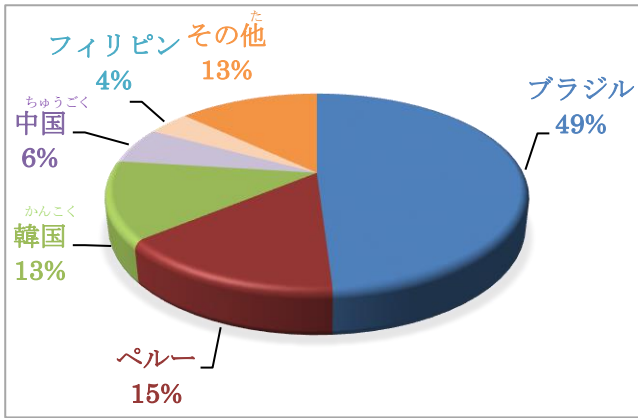
※1) 出入国管理及び難民認定法とは  
 出入国管理及び難民認定法とは、外国人の入国・上陸・在留・出国・退去強制、日本人の出国・帰国、難民の認定などについて規定する法律。1990年に改正定されることにより、来日する日系人が増えはじめた。

湖南省の総人口に対する外国人市民の比率は、平成元年(1989年)には1.38%でしたが、平成18年(2006年)末には5.88%となり、県内市町で最も外国人市民比率の高いまちとなりました。平成21年(2009年)末を除き、平成19年(2007年)末以降、県内で最も外国人市民比率が高くなっています。



※平成元年(1989年)から平成16年(2004年)までは旧石部町・旧甲西町のデータを合計したもの  
 ※数値は各年12月末現在  
 ※(参考) 令和元年12月末現在の全国平均は2.3%

1 湖南省の国籍別外国人市民の比率

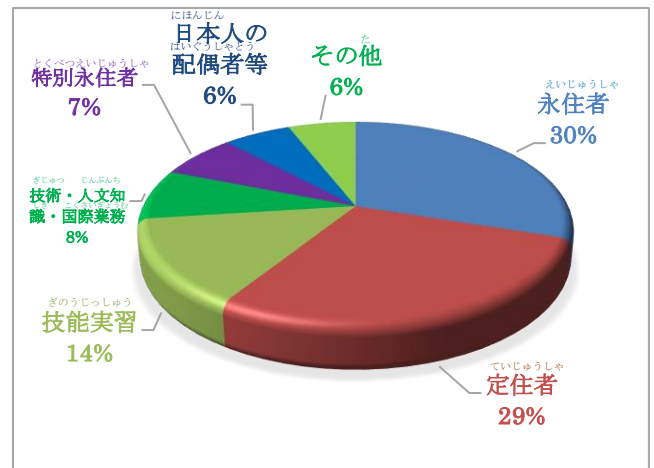
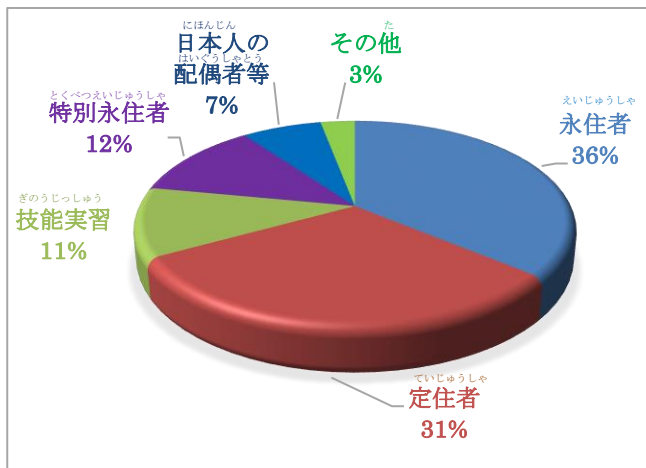


※平成28年(2016年)12月31日現在  
※平成28年5月1日から平成28年12月31日に改めました

※令和2年(2020年)12月31日現在  
※令和3年5月1日から令和2年12月31日に改めました

2 ブラジルが46%で最も多く、ペルーと「その他」に含まれるスペイン語話者を合わせると、外国人市民の半分  
3 以上は南米系外国人市民ですが、近年はベトナムやインドネシアなどの東南アジアからの外国人市民が増えて  
4 います。

6 湖南省の外国人市民の在留資格別内訳



※平成28年(2016年)12月31日現在

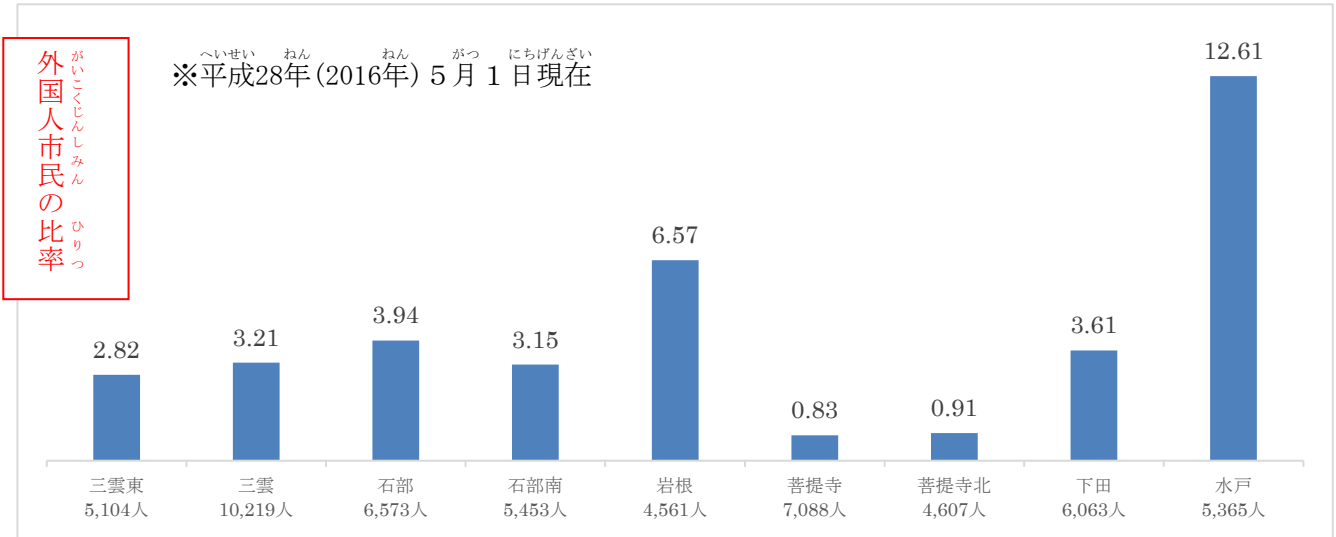
※令和2年(2020年)12月31日現在

8 在留資格のうち永住者、定住者、日本人の配偶者等と合わせると65%になります。日系人の持っている在留  
9 資格は主にこの3つになります。技能実習生の在留資格で来日している外国人市民の多くは東南アジアから来て  
います。人数では、「技術・人文知識・国際業務」は12人から260人に、「技能実習」は261人から468人に増加し  
ています。平成31年(2019年)4月に新たに創設された在留資格「特定技能」は15人ですが、「その他」に含んでい  
ます。

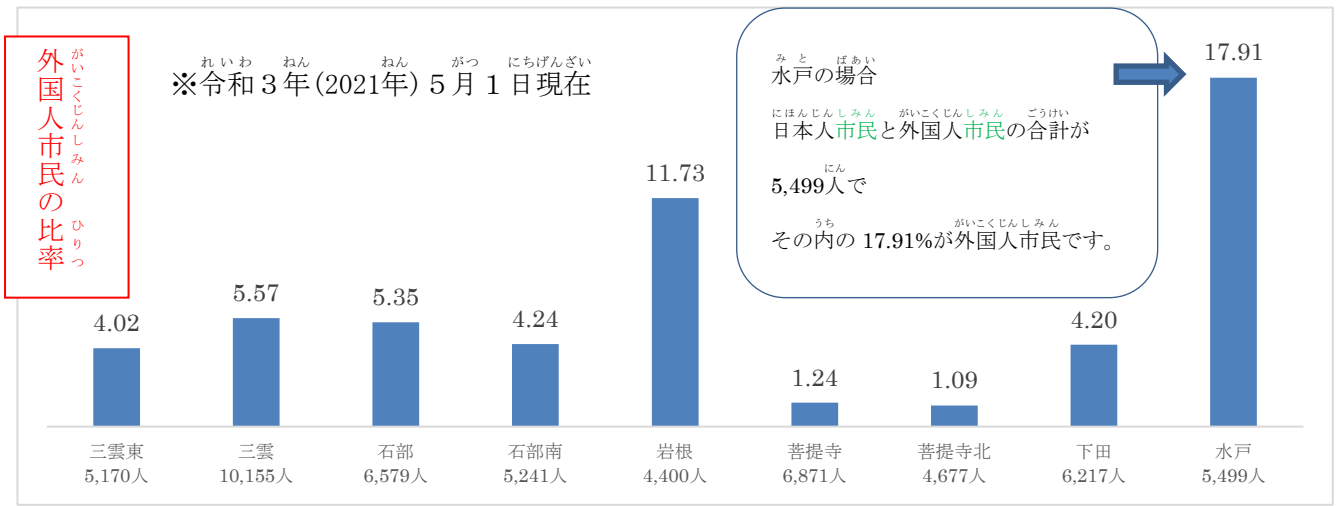
※「技術・人文知識・国際業務」とは

理学、工学その他の自然科学の分野もしくはは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術  
もしくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する  
活動。国内外の大卒・短大以上や日本の専門学校卒(専門士)等の学歴要件等が有ります。

こなんし しょうがっこうくべつじんこう がいこくじんしみんひりつ  
 1 湖南省の小学校区別人口と外国人市民比率



がっくめい そうじんこう  
 学区名と総人口



がっくめい そうじんこう  
 学区名と総人口

5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10 小学校区別人口に対する外国人市民比率をみると、水戸小学校区が一番多く17.91%、次いで岩根小学  
 11 校区が11.73%、三雲小学校区が5.57%となっています。5年前と比較すると、全体的に比率は高まって  
 12 おり、集住地域である水戸及び岩根小学校区ではより比率が高くなっていることがわかります。た  
 13 だし、菩提寺小学校区、菩提寺北小学校区では1%程度で、市内の外国人市民の居住状況は大きく差が  
 14 あることがわかります。

15 地域により、外国人市民がたくさん集まる地域(集住地域)と、そうでない地域に分かれていくのは、  
 16 全国的にもみられる傾向です。職場への通勤距離、家賃の相場等の住宅環境の他、外国人市民が集住す  
 17 る地域では、母語での生活がしやすくなり、より集住につながることを考えられ、一律ではない地域の  
 18 実情に応じた外国人市民への取組が必要です。

## 2. 相談

一元的外国人相談窓口等に配置しているポルトガル語の通訳者が、行政での手続きや福祉・税金などの相談を受ける件数は平均で1か月に1,000件を超えます。ポルトガル語以外の場合、**ICT機器自動翻訳機**の利用又は対応のできる窓口を案内しています。

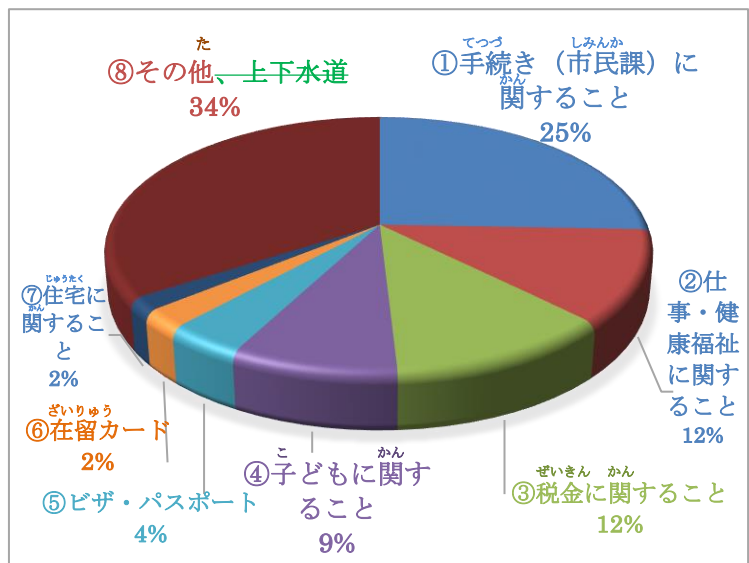
ただ、**ICT機器自動翻訳機**では相談内容によっては、外国人市民からの相談に十分な対応ができないことがあります。

また、上記とは別に、教育部局では随時、教育委員会事務局、各小中学校、日本語初期指導教室「さくら教室」などで日本の教育制度や児童・生徒に係る相談に応じています。

令和3年(2021年)上半期(4月～9月分)  
相談内訳(人数・件数) ※注2

令和3年(2021年)上半期(4月～9月分)  
相談内容内訳(割合) ※注2

|                    |        |       |
|--------------------|--------|-------|
| ※注1<br>対応言語<br>(人) | ポルトガル語 | 4,690 |
|                    | スペイン語  | 968   |
|                    | その他    | 380   |
|                    | 合計     | 6,038 |
| 相談者数<br>(人)        | 来訪     | 4,653 |
|                    | 電話     | 1,079 |
|                    | その他    | 294   |
|                    | 合計     | 6,038 |
| 国籍別<br>(人)         | ブラジル   | 4,671 |
|                    | ペルー    | 907   |
|                    | その他    | 460   |
|                    | 合計     | 6,038 |



|             |          |           |          |   |        |      |
|-------------|----------|-----------|----------|---|--------|------|
| 相談内容<br>(件) | ①        | 税金        | 680      | ③ | 税金     | 680  |
|             |          | 証明        | 1298     |   | 納税     | 247  |
|             |          | 転入・転出等    | 428      | ④ | 小中学校   | 388  |
|             |          | 届         | 101      |   | 児童手当   | 153  |
|             |          | 印鑑登録      | 89       |   | 保育園    | 101  |
|             |          | 原付・ナンバー・車 | 83       | ⑤ | 児童扶養手当 | 46   |
|             | 戸籍       | 29        | ビザ・パスポート |   | 322    |      |
|             | ②        | 健康保険・年金   | 492      | ⑥ | 在留カード  | 186  |
|             |          | 健康        | 370      |   | 住宅手当   | 84   |
|             |          | 仕事        | 65       | ⑦ | 住宅     | 50   |
|             |          | 生活保護      | 11       |   | 上下水道   | 13   |
|             |          | その他       | 2693     | ⑧ | その他    | 2693 |
|             | 合計 7,929 |           |          |   |        |      |

⑧を42%から34%  
ビザ・パスポート4%→その他から独立  
在留カード2%→その他から独立  
住宅に関する事2%→その他から独立  
上下水道を⑧から⑦の住宅関連に移動しました。

|   |      |          |
|---|------|----------|
| ⑦ | 住宅手当 | 84       |
|   | 住宅   | 50       |
| ⑧ | その他  | 2693     |
|   | 上下水道 | 13       |
|   |      | 合計 7,929 |

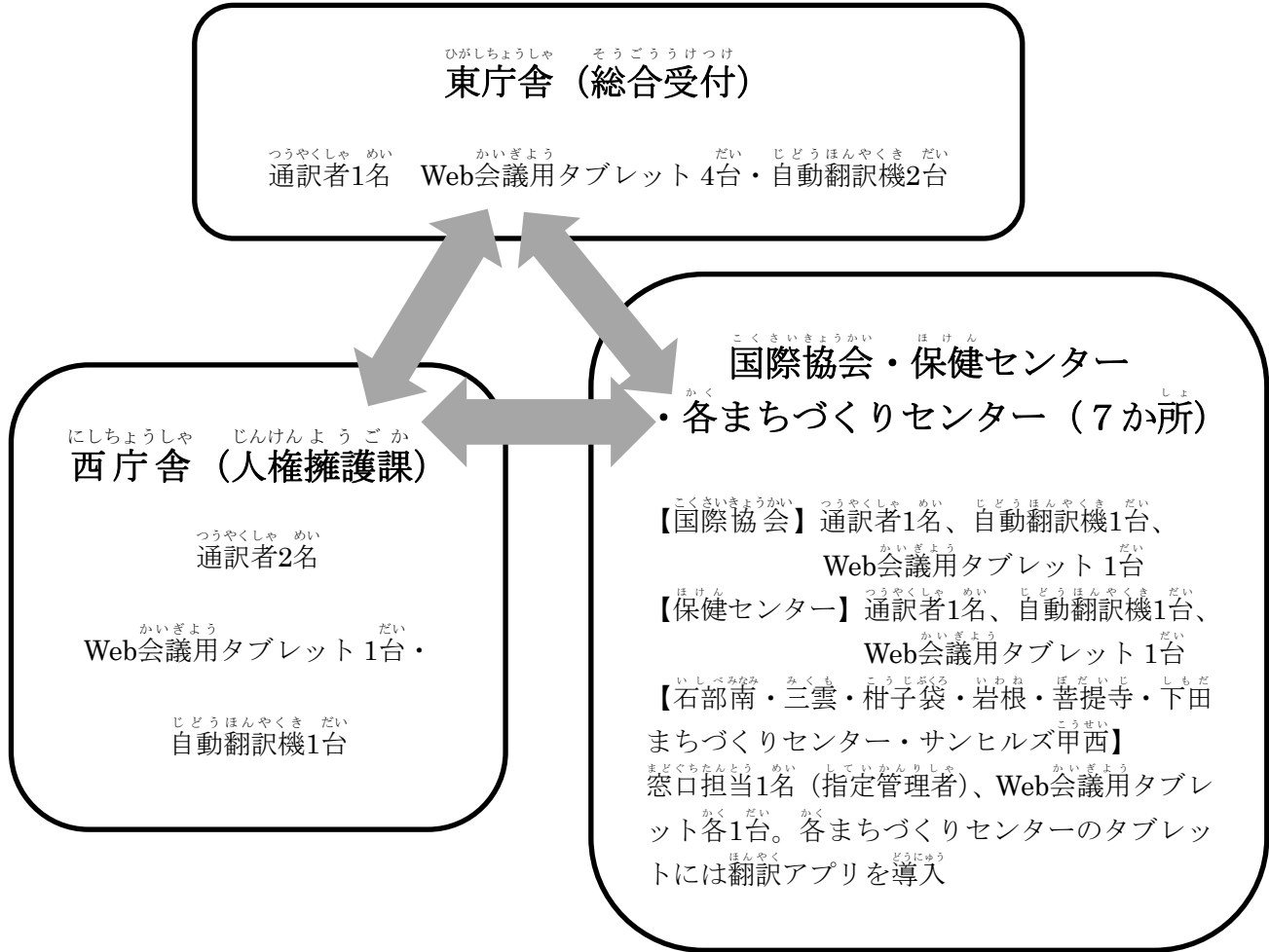


※注1 外国人相談通訳者が対応した対応言語であり、外国人市民が求めた言語ではありません。

※注2 教育部局での相談を除く

# 【コラム①】「湖南省一元的外国人相談窓口」の運営

外国人市民を取り巻く課題に広く対応するため、国際協会に生活相談員1名を配置し幅広い生活相談に対応しています。東庁舎総合受付に通訳者を配置し、総合受付、人権擁護課（西庁舎）、国際協会、保健センター、各まちづくりセンター（石部を除く、水戸はサンヒルズ甲西）に一元的外国人相談窓口を設置して各窓口をウェブ会議システムで繋ぐことで、通訳者がいない部署でも通訳者を介した相談に対応しています。また、各窓口に自動翻訳機を設置し、多言語に対応しています。



各窓口をWeb会議システムでつないでいます。外国人市民の方からの相談に対して窓口のタブレットを使い、担当課でテレビ電話での対応が可能です。

(例) まちづくりセンターに外国人市民の方が相談に来られる→センターの窓口から東庁舎や西庁舎の窓口の通訳者にWeb会議システムでテレビ電話をかける。→通訳者が内容によりタブレットを持って担当課へ行く。→Web会議システムを通して担当課の職員と三者で話をする。

文書などをWeb会議システムの画面に映して話すこともできます。

両庁舎、保健センター、国際協会の窓口には自動翻訳機を配置。

# 第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

## 1. 多文化共生の意義

### (1) 市民の人権意識の高揚

「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」、「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」などに規定された、外国人市民を含めた全ての市民の人権尊重、人権意識の高揚につながります。

### (2) 市民の異文化理解力や国際感覚の向上

文化的背景の異なる市民同士が交流したり、相互の文化を学ぶ機会を増やすことで、市民の異文化理解力と国際感覚の向上が図られます。

### (3) 全ての人にとって暮らしやすいまちづくり

市民一人ひとりの持つ個性(年齢や人種、ジェンダー、障がいなど)が尊重され、全ての人が自分らしく生きられる社会や多様性が受け入れられるまちづくりが実現できます。

### (4) 地域の担い手づくりと新たな地域文化の創造

日本人市民と外国人市民が交流を深めることで、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、様々な地域活動に共に取り組んでいくことが可能になります。外国人市民の積極的な社会参画は、地域の担い手の増加や新たな地域文化の創造につながります。

## 2. 基本方針とプランの体系

### (1) 基本方針

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重することにより、「交流から理解へ」「理解から協働へ」「協働から創造へ」とつながるような多文化共生社会をめざします。

いろいろな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南

### (2) SDGsとの関連性

湖南省は令和2年(2020年)に SDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めています。

令和2年度(2020年度)に計画期間を終えるものから、順次SDGsを盛り込んだ計画への改訂を行うこととしており、本プランの改訂にあたり、SDGsの理念の踏襲や、関連する SDGs のゴールを整理し、SDGsの観点を反映することとします。

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 1
- 2
- 3
- 4

本計画は、17のゴールの内、プランの体系の9ゴールの達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。

## 【コラム②】 SDGs 未来都市について

SDGs未来都市とは、地方創生を推進するための計画の一つであり、SDGsを原動力としています。平成30年度(2018年度)から内閣府地方創生推進室が募集・選定を行っており、優れた取り組みを発信する都市が毎年30件程度認定されています。

令和2年に「湖南市SDGs未来都市計画」が策定され、より多くの人が問題解決に向けた行動を「自分のこと」としてとらえ、実際に行動できるようにする事こそが、SDGs未来都市の目的といえます。

SDGsは誰にとっても他人ごとではない重要課題です。「2030年」を年限とする維持可能な社会を実現させるためには、国や地方自治体、そして地域で暮らす一人ひとりが、より深く意識する必要があります。

### 詳しい情報は

・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局公式サイト 内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>

### ・SDGs未来都市-湖南市

[https://www.city.shiga-konan.lg.jp/soshiki/kankyou\\_keizai/seikatsu\\_kankyo/5\\_1/SDGS/index.html](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/soshiki/kankyou_keizai/seikatsu_kankyo/5_1/SDGS/index.html)



(3) プランの体系

| 基本方針  | いろいろな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南   |  |
|---|---|--|
| 基本の柱  | 施策の方向   | 施策   |
| <p>1 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援</p> <p>4 互いの良い教育をみんなに</p> <p>10 人々の間の不平等をなくそう</p> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>   | <p>(1) わかりやすい情報の提供</p> <p>表記の統一</p> <p>1 → (1)</p> <p>(2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供</p> <p>(1) 安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備</p> | <p>①多言語による行政・生活情報の提供</p> <p>②安心して相談できる環境の整備</p> <p>③「やさしい日本語」の活用促進</p> <p>④多言語案内表示の普及</p> <p>⑤様々な主体との連携による情報提供</p> <p>⑥生活に関するオリエンテーションの実施</p> <p>①日本語や日本文化を学ぶ機会の提供</p> <p>②日本語指導ボランティアの養成</p> <p>①外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置</p> <p>②日本語支援の必要な子どもへの学習支援</p> <p>③外国にルーツを持つ子どもの教育についての情報交換</p> <p>④子どもへの国際理解教育の推進、外国人の人権についての学習機会の確保</p> <p>⑤外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援</p> <p>⑥地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの支援体制の確立</p> <p>⑦外国にルーツを持つ子どもの就学前における教育・保育についての情報提供</p> |
| <p>2 だれもが安心・安全に暮らすための生活支援</p> <p>1 貧困をなくそう</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>4 互いの良い教育をみんなに</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>10 人々の間の不平等をなくそう</p>  | <p>(2) 安心して働くことのできる環境の整備</p> <p>(3) 安心して暮らせる環境の整備</p>   | <p>①労働に関する情報提供・相談</p> <p>②企業に対する多文化共生推進のための啓発</p> <p>①居住支援に関する情報提供、啓発</p> <p>②医療・保健・福祉に関する情報提供</p>   |
| <p>3 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>10 人々の間の不平等をなくそう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> | <p>(4) 安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備</p> <p>(1) 多文化共生の地域づくりのための意識啓発</p> <p>(2) 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進</p>          | <p>①防災に関する情報の提供</p> <p>②外国人市民の防災意識の高揚</p> <p>③防災の担い手としての外国人市民の参画促進、育成</p> <p>④災害、感染症流行時の体制整備</p> <p>①多文化共生社会づくりへの意識啓発、不当な差別的言動の解消</p> <p>②キーパーソンの育成</p> <p>③多文化共生の場づくり</p> <p>①外国人市民の社会活動への参加促進</p> <p>②多様性を生かした地域づくり</p> <p>③地域で活躍する外国人市民に関する情報発信</p>   |

第4章 多文化共生施策の展開

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

| 成果指標                               | 基準値<br>〔令和2年度〕 | 目標値<br>〔令和7年度〕          |
|------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 広報こなん「やさしい日本語」版の記事の項目数の割合（通常版との比較） | 28%            | 34%                     |
| 多言語通訳・相談の利用者数                      | 7,633人         | 9,160人 <del>7000人</del> |
| 日本語教室受講者数                          | 119人           | 143人                    |
| 日本語指導ボランティア数                       | 15人            | 18人                     |

(1) わかりやすい情報の提供

《現状と課題》

湖南市は、県内で最も外国人市民の比率が高いまちです。ブラジル、ペルーなど南米諸国からの外国人市民が多くを占めますが、東南アジアからの外国人市民が増加傾向にあります。東南アジアからの外国人市民は、平成28年(2016年)に外国人市民の人口約10%に過ぎませんでしたが、令和3年(2021年)ではその割合が約23%になっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外国人市民の転入者数が想定より少ないものの、平成29年(2017年)頃から東南アジア出身の外国人市民が急増しています。

現在、東南アジア出身の外国人市民については、技能実習制度による来日が多く、その多くが働いている企業の担当者を伴っての来庁となっています。窓口業務等に及ぼす影響は限定的ですが、今後更なる増加傾向が続いた場合の対応についても検討しておく必要があります。

こうした状況の中で湖南市では、相対的に南米諸国からの外国人市民が多いことから、平成22年(2010年)5月作成の「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」を基に、市役所の必要性の高い部署には、外国人市民比率の最も高いポルトガル語通訳者を配置しています。また、通訳者だけに頼ることなく、市職員に対しては「やさしい日本語」の普及の啓発をしたり、市公式ホームページについては令和元年(2019年)7月から自動翻訳による多言語サービスを提供しています。

1  
2 そして、外国人市民に対する相談体制の強化を目的に、法務省出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備  
3 交付金」を活用して令和2年(2020年)3月に市内11か所に「湖南省一元的外国人相談窓口」を整備し、日々の  
4 通訳および相談に応じています。さらに、令和3年(2021年)4月から市公式アプリでもICTを活用した機械自動  
5 翻訳によりポルトガル語、英語、中国語、韓国語での情報発信を行っています。  
6 しかし、外国人市民が日本で暮らすにあたっては、育児、教育、税金、介護など生活者として多様な課題が生  
7 じ、複雑な制度の仕組みなどを常に通訳者を通じて伝えることには限界があるため、生活オリエンテーションの  
8 強化が求められます。  
9 今後も引き続き、多様な外国人市民が情報弱者とならないように、通訳や翻訳を通して正確でわかりやすい  
10 情報提供を行っていく必要があります。そして、あらゆる場所において「やさしい日本語」を普及させ、日本人  
11 市民と外国人市民がお互いに話している内容を理解しようとする姿勢を持つことが大切です。

12  
13  
14

15 **《重点的な取組》**

- 16 ・「やさしい日本語」の普及と活用促進
- 17 ・ICTによるコミュニケーションの充実。
- 18 ・広報紙・ホームページ・案内板案内表示等生活情報の多言語化の推進
- 19 ・通訳および「やさしい日本語」による正確でわかりやすい情報提供の推進

20  
21

22 **《施策・取組》**

| しきく<br>施策                  | とりくみ<br>取組内容  | たんとうか<br>担当課                           |
|----------------------------|---|--|
| ① 多言語による<br>行政・生活情報<br>の提供 | ぎょうせい せいかつじょうほう<br>行政・生活情報については、「やさしい日本語」や多言語に<br>よる情報提供を行います。      | ぜんか<br>全課                              |
|                            | がいこくじんしゅみん む じょうほうし<br>外国人市民向け情報誌コーナーを設置します。                        | じんけんようごか<br>人権擁護課                      |
|                            | しこうしき<br>市公式ホームページやアプリ、メール配信については、ICT<br>を活用した自動翻訳による多言語サービスを提供します。 | ひしよこうほうか<br>秘書広報課<br>じんけんようごか<br>人権擁護課 |

|                              |  |  |
|------------------------------|--|--|
|                              | こうきょうしせつりようあんない<br>公共施設利用案内は「やさしい日本語」や多言語による作成を推進します。  | ぜんか<br>全課  |
| あんしん そうだん<br>②安心して相談できる環境の整備 | いちげんてきがいこくじんそうだんまどぐち うんえい かくまどぐち かつよう<br>一元的外国人相談窓口の運営により、各窓口をICTを活用したウェブ会議システムで繋ぎ、通訳者がいない部署でも通訳者を介した相談に対応します。また、自動翻訳機を設置し、多言語にも対応します。 | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>そうむか<br>総務課<br>ぎょうざいせいいかくすいしんか<br>行財政改革推進課  |
|                              | ひつようせい たか ぶしょ つうやくしゃ はいち<br>必要性の高い部署に通訳者を配置します。  | じんじか<br>人事課  |
|                              | ほんやく つうやくとう ぎょうむ てび てつてい つうやくしょくいん<br>「翻訳・通訳等にかかる業務手引き」を徹底し、通訳職員の質を向上します。  | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>じんじか<br>人事課   |
| ③「やさしい日本語」の活用促進              | しやくしょまどぐち にほんご かつよう つと<br>市役所窓口における「やさしい日本語」の活用に努めます。  | ぜんか<br>全課  |
|                              | し こうほうし こうほう にほんごばん さくせい おこな<br>市広報紙「広報こなん」やさしい日本語版の作成を行い、効果的な周知に努めます。   | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>ひしよこうほうか<br>秘書広報課   |
| ④多言語案内表示の普及                  | こうきょうしせつ あんないひょうじ さくせい さい<br>公共施設において、案内表示を作成する際には、ふりがな・ローマ字・ポルトガル語併記、ピクトグラム(図記号)等を活用し多言語化の普及に努めます。                                    | ぜんか<br>全課  |
| ⑤様々な主体との連携による情報提供            | こくさいきょうかい ちいき きぎょうとう れんけい こうほう<br>国際協会や地域、企業等と連携し、広報・ホームページなど様々な媒体や機会を活用するなどして、外国人市民への情報提供の充実に努めます。                                    | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>しょうこうかんこうろうせい<br>商工観光労政課  |
| ⑥生活に関するオリエンテーションの実施          | てんにゆうしやよう はいふぶつ しみん せいかつ うえ<br>転入者用の配布物については、市民として生活していく上で必要な情報を提供するとともに、国際協会や地域、企業等と連携し外国人市民への生活オリエンテーションを行います。                       | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>ちいきそうせいすいしんか<br>地域創生推進課<br>きき かんり ぼうさいか<br>危機管理・防災課<br>ぜいむか<br>税務課<br>かんきょうせいさくか<br>環境政策課 |

## 1 (2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供

### 2 ≪現状と課題≫

3 日常生活レベルの日本語を話すことや聞くことができる可能な外国人市民はいますが、日本語があまりわからな  
4 かったり、読み書きが難しかったりする人たちも数多くいます。そのため、地域の市民住民とのコミュニケーションが  
5 図れない、生活に必要な知識や情報を得られない、必要な行政サービスを受けられない、市民住民としての義務  
6 を果たせないなど様々な課題が生じています。

7 湖南省では、外国人市民が主体的に地域社会に参画し、安心安全な生活ができるよう、湖南省国際協会主催  
8 の日本語教室を実施しています。夜間の教室は、少人数のグループに分かれ、ボランティアの方が指導を行って  
9 います。前期(4月から7月)と後期(9月から12月)の夜間に行い、教室の修了と同時に交流会を設け、外国人  
10 市民と地域をつなぐ役割も担っています。また、マンツーマンによる昼間の教室も設けています。日本語教室の  
11 受講者はびわこ日本語ネットワーク(BNN)を通じた地域日本語ネットワーク活動へ開催のスピーチ大会にも参加  
12 しています。

13 そのほか、新聞や雑誌の記事などを教材にし、日本語を学ぶ場を提供している団体もあります。

14 湖南省国際協会による日本語教室は、様々な国籍の外国人市民が受講しますが、様々な事情により途中で  
15 教室に通えなくなることがあります。このことを改善するにはより有効なプログラムを組む必要があります。

16 また、令和元年(2019年)6月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、外国人市民の方や外国にルーツ  
17 を持つ子どもをはじめ、日本語教育に関して国と自治体地方公共団体および事業主の責任義務が示されました。

18 これを踏まえ、日本語教室の運営には指導者が欠かせないことから日本語指導ボランティア講座の実施を継続  
19 するとともに、外国人市民のニーズに応じた日本語および日本文化(生活文化を含む)を学習する機会の提供に  
20 つと努めます。

### 22 ≪重点的な取組≫

23 ・学習レベル・年代等に応じた日本語教室の開催

24 ・日本語指導ボランティア指導者の養成

25

26

1

2

しきく とりくみ  
 <<施策・取組>>

| しきく<br>施策  | とりくみないよう<br>取組内容  | たんとうか<br>担当課                                   |
|--|---|--|
| にほんご にほんぶんか<br>①日本語や日本文化<br>まな きかい ていきょう<br>を学ぶ機会の提供 | こくさいきょうかい きぎょう れんけい がくしゅうしゃ おう さんか<br>国際協会や企業などと連携し、学習者のニーズに応じた参加<br>にほんごきょうしつ かいさい にほん しゅうかん しょく<br>しやすい日本語教室を開催します。また、日本の習慣や食<br>ぶんか まな きかい ていきょう おこな<br>文化を学ぶ機会の提供を行います。 | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>しょうこうかんこうろうせいか<br>商工観光労政課 |
| にほんごしどう<br>②日本語指導ボラン<br>ティアの養成                       | こくさいきょうかい きょうりょく にほんごしどう ようせいこうざ<br>国際協会の協力のもと、日本語指導ボランティア養成講座を<br>おこな<br>行います。   | じんけんようごか<br>人権擁護課                              |

3



1 **にはや、多様性を伝える存在**に育つためには、**地域全体**で**多文化共生の施策促進**も**必要なため**、より幅広く**連携**  
 2 **を取って取組**を行っていきます。

3  
4

5 **《重点的な取組》**

6 ・**関係課や関係機関との連携**による**相談体制の確立**

7 ・**外国にルーツを持つ子ども**や**その保護者**に対する**進学のための情報提供**

8 ・**学校での受入体制の整備**など、**就学に向けた取組の推進**

9 ・**学校における「外国人の人権」**について**学ぶ機会の確保**

10

11 **《施策・取組》**

| 施策  | 取組内容  | 担当課                        |
|---|---|----------------------------|
| ① <b>外国人児童生徒等</b><br><b>支援員や翻訳機器</b><br><b>等の配置</b>     | <b>子ども</b> や <b>その保護者</b> 等との <b>円滑なコミュニケーション</b> が <b>図れるよ</b><br><b>う、外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置</b> を <b>します</b> 。   | <b>学校教育課</b><br><b>人事課</b> |
| ② <b>日本語支援の必要</b><br><b>な子どもへの学習</b><br><b>支援</b>       | <b>日本語初期指導教室「さくら教室」と、日本語支援の必要</b><br><b>外国人市民の親子を対象とした夏期休業期間中の学習支援</b><br><b>「すまいり一事業」を引き続き実施</b> します。また、 <b>通訳が必要</b> な子<br><b>ども</b> に対し、 <b>通訳者が市内小・中学校を巡回</b> し、 <b>通訳および</b><br><b>学習支援</b> を行います。 | <b>学校教育課</b>               |
| ③ <b>外国にルーツを持</b><br><b>つ子どもの教育に</b><br><b>ついでの情報交換</b> | <b>日本語教室窓口担当者連絡会</b> を開催し、 <b>小・中学校の外国に</b><br><b>ルーツを持つ子ども</b> を担当する <b>教員</b> などを <b>対象に、日本語指導</b><br><b>や適応指導における現状と課題、指導のあり方</b> などについての<br><b>情報交換や研修会</b> を行います。                                  | <b>学校教育課</b>               |

12



|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>④子どもへの国際理解教育の推進、外国人の人権についての学習機会のかくほ確保</p> | <p>園や学校給食に様々な国の献立を取り入れ、食による国際理解教育を行います。</p> <p>アメリカ合衆国セントジョンズ市と湖南省の子どもの絵画交流を行い、国際交流への関心を促します。</p> <p>国籍や民族などが違って、互いを認め合い、人権を尊重できるような人材の育成をめざし、小・中学校における人権学習を行います。</p> | <p>教育総務課<br/>         幼児施設課<br/>         学校教育課<br/>         地域創生推進課</p> |
| <p>⑤外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援</p>             | <p>外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対し、義務教育や進路に関する就学相談を行います。また、市内小・中学校で外国にルーツを持つ子どもの保護者会や個別懇談会を開催します。日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学し、卒業できるようし、希望する生徒が高等教育につながるような具体的な情報提供や個別相談懇談を行います。</p>  | <p>学校教育課<br/>         幼児施設課</p>   |
| <p>⑥地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの支援体制の確立</p>        | <p>地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、母語教育などの支援を行います。また、支援に取り組む団体との情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。</p>   | <p>学校教育課</p>  |
| <p>⑦外国にルーツを持つ子どもの就学前における教育・保育についての情報提供</p>   | <p>保育園や幼稚園、認定こども園の保護者に対し、入園に関する相談や情報提供を行います。特に就学を控えた4～5歳児クラスに該当する児童には市から積極的な案内と説明を行います。</p>   | <p>幼児施設課</p>  |

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8

# 【コラム③】

## 多文化共生とグローバル人材

阿部 一郎 (第3次湖南省多文化共生推進プラン策定委員会委員長)

グローバル人材とは、ヒト、モノ、情報、そしてマネーが国境を越えて世界中を自由に行き来するグローバル社会で活躍する人材を指す。日本でもグローバル人材をめぐる議論が盛んになって久しいが、その中身の多くは、「小学校から英語を学ぶ」、「高校から海外の大学への進学をめざす」、「語学力や問題解決力を身につける」といった時代が求める「スキル」に集中している。しかし大事なことは、何をめざす人材なのかを明らかにすることだ。政府が求める人材は、先述したスキルを**屈指駆使**して「国益 (National Interest)」を守る人だろうし、多国籍企業の求める人材は、マネー資本主義を生き抜く人である。自治体や地域コミュニティの場合は、「地域的利益 (Local Interest)」を守る人になるが、多文化共生や新たな文化創造をめざす湖南省では、それを**「最夫化」実現**する人材と定義するのがふさわしい。注目されるカテゴリーの一つに、外国人市民の存在がある。海外にルーツを持ち、複数の文化背景を持つ彼らは、異なる文化の通訳者にとどまらず、バイリンガルの**能力を最夫限に発揮環境を活かす**ことで、SDGs が標榜する「地球的利益 (Global Interest)」への橋渡しの役割も期待される。「SDGs未来都市」としての活躍は、~~すでに約束されている。~~を標榜する湖南省の真価が問われている。

## (2) 安心して働くことのできる環境の整備

### 《現状と課題》

湖南省では、外国人市民の労働者の多くが派遣社員や契約社員として主に製造業の現場などで働いており、短期間で転職することが少なくありません。また、雇用形態が正社員でない場合が多いことから、契約期間満了等による雇用契約の終了により、就労が継続できない場合もあります。その時は電気やガスが止められ、会社の借上げ社宅からの退去を余儀なくされるといった相談事例もあります。また、日本語能力が十分ではない場合は、失業後、再就職がスムーズにできないことがあります。

外国人市民が安心して日本で働き続けるために、市の役割としてハローワークと連携しつつ外国人市民に雇用に関する情報提供をすることや、外国人市民を積極的に採用する企業と連携することが求められます。

仕事に必要な日本語の習得や資格取得のためには、企業等の協力を得ながら、それらを学ぶ機会の提供が必要で、企業側にも継続的に啓発を行います。

外国人市民が働くことについて悩んだ時、自分でどこに相談すれば良いか分からないケースが多いうえ、伴走的な支援が求められることもあります。相談体制づくりや一般就労に就くため、計画的かつ一貫して支援する就労準備の支援事業の立ち上げが必要です。さらに、起業を考えている外国人市民への情報提供や多様な働き方についての情報提供も求められます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

《重点的な取組》

外国人市民を対象とした職業能力開発のための情報提供

企業との連携による外国人市民の労働者や技能実習生の適正雇用の推進および多文化共生への理解促進

《施策・取組》

| 施策                   | 取組内容  | 担当課                                 |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| ①労働に関する情報提供・相談       | 職業能力開発や労働関係についての情報提供を行います。また、相談内容に応じて「やさしい日本語」や多言語での対応に努めます。                  | 商工観光労政課                             |
|                      | 合同就職面接会では、外国人市民の雇用に積極的な企業の参加を働きかけます。また、外国人市民に情報が届くよう国際協会等と連携し、周知に努めます。        | 商工観光労政課                             |
|                      | 障がいのある人や、ひとり親世帯の保護者、生活に困窮している等の外国人市民に、「チャンスワークこなん」を通じた求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。 | 商工観光労政課<br>福祉政策課<br>社会福祉課<br>子ども政策課 |
|                      | 新たに事業を開始する外国人市民から相談があった際は、商工会をはじめとした支援団体と連携し、情報提供に努めます。                       | 商工観光労政課                             |
| ②企業に対する多文化共生推進のための啓発 | 企業訪問などを活用し、多文化共生や外国人市民の労働者の適正雇用に関する啓発を推進します。                                  | 人権擁護課<br>商工観光労政課                    |

1 (3) 安心して暮らせる環境の整備

2 <<現状と課題>>

3 日本に居住する外国人市民が妊娠・出産し、子育てをする際、多くは出身国と日本との制度の違いに戸惑いを  
4 感じ、情報を十分に得にくい現状にあります。他にも日本の制度が出身国になかったり、出身国での常識が日本で  
5 は非常識と思われたりすることなど、その違いによって支援する側も支援される側も相互理解が図れずに困惑する  
6 ことは少なくありません。

7 健康保険等の社会保険については、日本語の理解不足や出身国との制度の違いから、十分に理解できず、  
8 加入していない場合もあります。そのため、外国人市民やその家族が病気やけがをしても、無保険であることから、  
9 医療機関での受診が遅れたり、治療費が未払いになったりすることもあります。保険制度についてのわかりやすい  
10 説明と、加入が義務であるということを理解してもらう必要があります。

11 外国人市民の定住化、多国籍化が今後ますます進むと思われることから、生活に関する様々な相談窓口での  
12 連携の必要性が増し、湖南省では、令和2年(2020年)3月より一元的外国人相談窓口を設置し相談に対応してい  
13 ます。「やさしい日本語」や情報の多言語化を推進し、外国人市民が情報弱者にならないよう努めています。

14 外国人市民といえば、「労働者」として扱われることが多く見受けられますが、共に生活する「生活者」としての  
15 側面にも目を向け、安心して暮らせる環境や地域の受入れ環境の整備が求められます。外国人市民に対する  
16 行政サービス提供体制の整備、ユニバーサルデザインの考え方に基づき誰もが住みやすい街まちづくりを目指し  
17 ます。そのため、外国人市民も様々な公共的な場所を安心・安全かつ、快適に利用できることが必要です。

18 例えば、外国人市民が住宅へ入居する際には、外国人市民であることを理由に不当に入居を拒否される実態も  
19 あり、不動産関係者や地域全体で文化や習慣の違い等に対する理解や人権啓発を進めていく必要があります。

20 また、外国人市民が日本で部屋を借りる際、母国にはない敷金・礼金・更新料、保証人を求めるという日本独自  
21 の制度や、契約に至るまでの事務手続きに大きなストレスを抱えることが少なくありません。外国人市民への賃貸  
22 契約に伴う不安に配慮し、スマートフォン等で使える高精度の翻訳アプリの普及によるコミュニケーション上の課題  
23 の軽減に合わせて、心のバリアを低くしていく必要があります。するの課題です。

24 医療についても、外国人市民が安心して医療を受けられる仕組みが必要です。

25 湖南省には、4つの公設の診療所があり、それぞれが地域の公的・高度医療機関や民間医療機関との連携の  
26 もとに地域医療を推進しています。しかし、医療に使われる専門用語の理解が困難なため、外国人市民が自分の  
27 症状を的確に伝えられないことがあり、場合によっては生命に関わる課題となることが考えられます。これらを踏ま  
28 え、外国人市民が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の配置も早急に検討する必要があります。令和3  
29 年9月現在、甲賀病院が医療通訳者の配置などを行っています。「かかりつけ医」の概念を外国人市民に啓発  
30 することが求められます。

31 また、定期的に健康診断を受診し、体調に不安を感じたら早めにかかりつけ医に相談するよう、健康診断・定期  
32 健診や健康講座等を行う際、外国人市民も参加できるように通訳サービスを提供し、常に健康づくり・健康維持の  
33 大切さを多言語で呼びかける必要があります。

34

1 <<重点的な取組>>

2 市営・県営住宅に関する多言語情報の提供

3 住宅の貸付・購入などに関する多言語情報の提供

4 医療機関に関する多言語情報の提供

5 妊婦・就学前の乳幼児のいる家庭への多言語情報の提供及び支援

6  
7 <<施策・取組>>

| 施策                     | 取組内容   | 担当課  |
|------------------------|--|--|
| ① 居住支援に関する<br>情報提供、啓発  | 市営住宅や他の公営住宅についての情報提供や相談については、「やさしい日本語」を使った窓口対応に努めます。   | 住宅課  |
|                        | 外国人市民の入居差別がおきないように、啓発を通して異文化の違い等に対する理解を促進します。  | 人権擁護課  |
| ② 医療・保健・福祉に関する<br>情報提供 | 医療・保健・福祉に関する制度は多言語での情報提供を行います。また、公設専売の診療所では、外国人市民の利用状況等を分析した上で、医療通訳の配置やICT機器の導入も含めた情報提供のあり方を検討します。 | 人権擁護課<br>福祉政策課<br>社会福祉課<br>保険年金課<br>健康政策課<br>地域医療推進課 |

8

9

1 (4) 安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備

2 <<現状と課題>>

3 災害時における外国人市民の迅速な避難を実現するためには、外国人市民自身が日本の災害について関心  
 4 を持ち、学習や体験をすることが重要です。また、地震や台風、さらには感染症などの複合災害を母国で経験する  
 5 ことが少ないことから、防災に対する意識が低く、防災訓練への参加や緊急時への備えが十分できていない  
 6 外国人市民もいます。

7 今後はますます、外国人市民に対する情報提供や学習機会の提供が必要となると考えられます。また、災害  
 8 発生時には、外国人市民は言語や文化、習慣などの違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、  
 9 日本人市民以上に様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の  
 10 連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所における異文化対応や生活再建支援制度の周知など、  
 11 外国人市民を対象とした災害対策が求められます。また、地域で行われている防災訓練等に外国人市民を巻き  
 12 込んだ訓練を行う必要があります。

13 外国人市民に対しては、まず他の市民と同様に、「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化  
 14 のため、今後は外国人市民も「共助」の担い手としての活躍も期待されます。地域防災計画にのっとり、関係機関・  
 15 企業などと連携した啓発などの取組が必要となります。

17 <<重点的な取組>>

18 ・外国人市民の防災意識の高揚

19 ・災害時や感染症流行時の迅速な情報発信の仕組みづくり

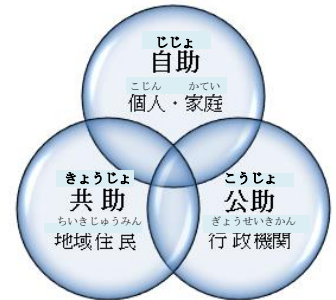
21 <<施策・取組>>

| 施策             | 取組内容                              | 担当課                                   |
|----------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ①防災に関する情報の提供   | 「やさしい日本語」や多言語等での防災情報の提供に努めます。     | 危機管理・防災課                              |
| ②外国人市民の防災意識の高揚 | 地域、企業、学校等と連携し、外国人市民に対する防災学習を行います。 | 危機管理・防災課<br>人権擁護課<br>商工観光労政課<br>学校教育課 |

|                                 |  |                                       |
|---------------------------------|--|---------------------------------------|
| <p>③防災の担い手としての外国人市民の参画促進・育成</p> | <p>地域や企業と連携し、外国人市民と日本人市民の合同訓練に取り組む、防災リーダーとなる外国人市民の育成を行います。</p> | <p>危機管理・防災課<br/>人権擁護課<br/>商工観光労政課</p> |
| <p>④災害、感染症流行時の体制整備</p>          | <p>災害発生や感染症流行時について、湖南市の実情に合った情報発信の仕組みづくりに努めます。</p>             | <p>人権擁護課<br/>危機管理・防災課<br/>健康政策課</p>   |

1

|           |                              |                |
|-----------|------------------------------|----------------|
| <p>自助</p> | <p>一人ひとりが自ら取り組む</p>          | <p>2<br/>3</p> |
| <p>共助</p> | <p>地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む</p> |                |
| <p>公助</p> | <p>国や地方公共団体などが取り組む</p>       |                |



### 3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域

#### づくり

| せいかしひょう<br>成果指標   | きじゅんち<br>基準値<br>〔令和2年度〕 | もくひょうち<br>目標値<br>〔令和7年度〕 |
|---|-------------------------|--------------------------|
| たぶんかきょうせい かん けんしゅうかい さんかになすう<br>多文化共生に関する研修会の参加人数         | 46人                     | 55人                      |
| がいこくじんしみん こ む ぼ ごきょうしつ しゅうりょうしやすう<br>外国人市民の子ども向け母語教室の修了者数 | 232人 (5年)               | 278人 (5年)                |

#### (1) 多文化共生の地域づくりのための意識啓発

##### 《現状と課題》

湖南省では「人権まちづくり会議 外国人の人権部会」や市内43の各区で行う「人権まちづくり懇談会」などにおいて、多文化共生の学習や地域における課題についての意見交換等を行っています。

多文化共生社会の実現のためには、外国人市民と日本人市民が互いの文化や習慣を認め合いながら、「共」に新しい湖南省の暮らしを「生」み出していく「共生」が必要となります。このことから、ここで暮らす外国人市民と日本人市民の双方が異文化理解を深めるための取組が必要です。

多文化共生の地域づくりには、お互いが自然な形で話し合ったり、付き合ったりすることが大切です。あいさつを交わすことから相手との距離を縮めることが可能です。例えば、湖南省国際協会主催の「ワールドフェスタこなん」等に参加をすることにより、自然な形で日本語や外国語、多文化に親しむこと慣れていくことができます。

新型コロナウイルス感染症の影響から、現在は人が集うイベントの在り方が課題ですが、数多く見受けられる「日本人市民が多く参加するものには外国人市民が少なく、外国人市民が多く参加するものには日本人市民が少ない」傾向を減らすことから始める必要があります。外国人市民と同じ地域で生活する中で大切なことは、お互いに少し勇気を出してまずは参加をすることで相互の理解が進み、協働による多文化共生、多様性に寛容な地域社会の創造ダイバーシティのある地域づくりに繋がります。

さらに、母語や母国の文化を学習し、家庭におけるコミュニケーション不足の解消や自らのルーツを学びながら地域コミュニティとのつながりを深める子ども向けの母語教室を行い、将来多文化共生の地域づくりのための日本人市民と外国人市民をつなぐコーディネーターや、また両方の立場のオピニオンリーダーといったキーパーソンとなる人材を育成していきます。



1 <<重点的な取組>>

2 ・外国語や外国文化を学ぶ機会の提供

3 ・外国人の人権についての学習機会の確保、不当な差別的言動の解消

4 ・学校、地域、国際協会などの連携による外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、母語・母文化

5 教育、居場所づくり

6

7 <<施策・取組>>

| 施策                            | 取組内容  | 担当課              |
|-------------------------------|---|------------------|
| ①多文化共生社会づくりへの意識啓発、不当な差別的言動の解消 | 「うちなる国際化フォーラム」の開催など多文化共生の社会づくりに向けた研修・啓発を行います。   | 人権擁護課            |
|                               | 特定の民族や国籍の人々に対し不当な差別的言動が生じないよう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の啓発に努めます。また相談があった際は関係団体と連携して対応します。             | 人権擁護課            |
|                               | 多文化共生に関する書籍や外国語の図書を収集し、テーマ展示を行うなどして啓発を行います。   | 図書館              |
| ②キーパーソンの育成                    | 「人権まちづくり会議」への外国人市民の参加を促進します。また、 <b>湖南省国際協会</b> などと <b>協力</b> し、外国人市民の子ども向けの母語教室を行います。   | 人権擁護課            |
| ③多文化共生の場づくり                   | 地域や湖南省国際協会などと協力し、日本人市民と外国人市民が気軽に集い、交流できる場づくりを行います。  | 人権擁護課            |
|                               | <b>外国人市民</b> と <b>日本人市民</b> 、 <b>日本人市民</b> と <b>外国人市民</b> が交流できるイベントなどの情報について、湖南省や国際協会のホームページやフェイスブック、地域の広報紙などを活用し、情報提供を行います。 | 人権擁護課<br>地域創生推進課 |

8

9

1 (2) 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進

2 <<現状と課題>>

3 湖南省では、転入時に配布する「転入セット」の中に多言語の「区・自治会への加入案内」があり、区・自治会へ  
4 の加入促進を行っています。区・自治会はその活動内容は様々ですが、お互いに助け合う「共助」のもとに、隣  
5 近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、要配慮者の支援などが行われています。区・自治会に  
6 加入することで、隣近所の方とお互いに顔や名前の分かる関係になり、災害直後の救助や避難活動もスムーズに  
7 なるといったメリットがあります。

8 しかし、外国人市民には、区・自治会へ加入するメリットが理解しにくく、加入していても、言葉などの違いから、  
9 日本人市民も外国人市民もお互いにどのように接して良いか分からず、一緒に地域活動に取り組むのは難しい  
10 状況にあります。さらに、日本の自治会に馴染みのない外国人市民は、区・自治会加入をはじめ草刈りなどの地域  
11 行事への参加方法がよく分からないこともあり、地域とのつながりを築きにくい現状があります。

12 外国人市民が自立し日本の社会で生活していくためには、生活の安定に加え、社会の一員としての役割を担うこ  
13 とが求められます。日本人市民は外国人市民を同じ地域で暮らすパートナーとして受け入れるとともに、外国の  
14 文化や生活習慣を理解しながら一緒に地域づくりをしていくことが大切です。

15 その一方、外国人市民は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極的  
16 に参画し、日本人市民との交流を図るなど、地域社会を共に築く努力が必要です。

17 また、既に市内で活躍されているキーパーソンとして、また、地域社会の担い手として活動されている外国人市民  
18 も多数おり、今後も活力あるまちづくりのけん引役として期待されることから、市や湖南省国際協会と連携しながら  
19 市民全体に発信していきます。

21 <<重点的な取組>>

22 ・担い手となる外国人市民の育成

23 ・外国人市民の意見を反映する機会の充実

1 しさく とりぐみ  
 <<施策・取組>>

| しさく<br>施策             | とりぐみないよう<br>取組内容   | たんとうか<br>担当課   |
|-----------------------|--|--|
| ①外国人市民の社会活動への参加促進     | 外国人市民が地域活動等に参加しやすい環境をつくれます。<br>また、様々な分野で外国人ボランティアが能力を発揮できるような仕組みをつくれます。            | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>ちいきそうせいすいしんか<br>地域創生推進課   |
| ②多様性を生かした地域づくり        | 外国人市民から言葉や文化、知識などを学ぶ機会を設け、外国人市民が意見や提案をしやすい環境を整えます。                                 | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>ちいきそうせいすいしんか<br>地域創生推進課   |
| ③地域で活躍する外国人市民に関する情報発信 | 市や湖南省国際協会の広報・ホームページなどを活用し、積極的にボランティア活動に取り組む人やグループ、地域や企業で活躍する人など外国人市民に関する情報発信を行います。 | じんけんようごか<br>人権擁護課<br>ひしょこうほうか<br>秘書広報課<br>ちいきそうせいすいしんか<br>地域創生推進課<br>しょうこうかんこうろうせいか<br>商工観光労政課 |

2

3

4

【コラム④】 たぶんかきょうせい ちいき  
 多文化共生と地域コミュニティ

あべ いちろう だい じこなん し たぶんかきょうせいすいしん さくていいいんかいいいんちよう  
 阿部 一郎(第3次湖南省多文化共生推進プラン策定委員会委員長)

自治会やまちづくり協議会といった地縁組織と子ども会や福祉会といったテーマ組織の協働により、地域コミュニティは形成されている。多文化共生社会を実現するためには、異なる文化背景を持つ外国人市民をどのように地域コミュニティで受け入れていくのかが問われるが、**全国の外国人集住地域外国人市民が集住している地域では、「共生」ではなく「棲み分け」に進んでいることが懸念されるが進んでいる。**「棲み分け」は、それぞれの地域コミュニティ間の対話を減少させ、相手に対する「無関心」や「無理解」、ときには「不信感」を助長する。そうならな  
 いたためには、地域コミュニティを構成する**市民住民**や団体が、異文化や多文化共生に対する理解を深め、そのための取り組みを進めることが必要だ。具体的には、お互いの「言葉や文化の交流」や地域の**市民住民**による「生活相談」等の活動が上げられる。**一方で、**少子高齢化や人口減少に**等**多くの課題に直面している**する**地域コミュニティにとっても、**外国人市民との協働を進め、比較的若年層の多い外国人市民との協働は、経済や防災等の分野で果実もたらされる。**湖南省にとって、**多様性を認め受け入れる地域づくり(Diversity & Inclusion)を**進めることは、まさに未来を切り拓く鍵と言える。

1. 施策の担い手(各主体の役割)

多文化共生施策は地域社会の生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

【市民の役割】

日本人市民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人市民を対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。また外国人市民も地域や職場に溶け込み、その一員として主体的に活躍することが求められます。全ての市民が国籍や民族などの違いを生かしながら支え合い助け合える寛容な社会づくりのためには、市民一人ひとりの協力が不可欠です。

【地域コミュニティの役割】

区・自治会やまちづくり協議会といった地域コミュニティは外国人市民にとって最も身近な存在になるよう努めることが大切です。ほかの市民住民と交流し、協働していく関係づくりを進めることが重要です。共に同じ地域に暮らす市民として、お互いの文化的背景や考え方などの相互理解が促進できるよう、交流する場を設けるなど、多文化共生の地域づくりを推進することが求められます。

【国際協会の役割】

国際協会は、地域にある様々な活動主体とをつなぐ中間支援組織として、日本語教室や外国語教室の開催や異文化交流の場の提供など地域の国際化の中核的な役割を担うことが期待されています。また、その活動を通して地域のキーパーソンの発掘やネットワークの構築に努めることも期待されます。特に外国人市民と日本人市民が双方向の提案ができる取組がさらに進められることが求められています。

【人権まちづくり会議の役割】

人権まちづくり会議では「外国人の人権部会」を設け、外国人市民に対する偏見や差別について、解消するための積極的な人権学習の機会の提供と啓発活動の実施が求められています。また、関係機関との連携を図りながら人権尊重のまちづくりのための取組を進めるなかで、外国人市民の思いに寄り添った取組がさらに求められます。

【企業の役割】

外国人市民の労働者を雇用している企業は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など労働関係法令を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められるとともに、安心して就労できる環境づくりを整えることが必要です。また、外国人市民の労働者に対し日本語学習機会の提供や、生活オリエンテーションの機会を提供するなど日本社会への適応を促進するための取組も求められます。

【教育・保育機関の役割】

学校や園で、異文化への興味や関心を育てていくことは重要であり、子どもたちが異文化に対してステレオタイプな理解にならず、多様性を受容して一つのイメージに凝り固まらず、多様性を受容して他者への豊かな想像力を育むことができる環境づくりが求められます。

また、外国にルーツを持つ子どもが、バイリンガル(二言語話者)としての能力を発揮し、高等教育への進路保障や人生の選択の幅を広げられる学校教育と、地域の活性化の担い手となる将来像をイメージできるような教育環境の整備、進学・就職に関する支援体制の整備が求められます。

【市の役割】

市は市民にとって最も身近な行政住民サービスを提供する基礎自治体です。そのため市民のニーズを把握し、外国人市民も日本人市民も共に笑顔で安心、安全な生活を送ることができるよう、市内の連携を密にしながら、必要なサービスや情報を積極的に提供することが求められます。

また、就労、教育、防災、医療・福祉など広域的課題については、県や近隣市町と連携しながら取組を進める必要があります。

【民間団体の役割】

地域国際化における NPO やその他の民間団体の果たす役割の重要性はますます増してきています。行政区域の枠を超えた、より柔軟で迅速な取組や、団体の得意分野を生かし、多分野での協働の推進の展開など民間団体ならではの活躍が期待されます。

2. 計画の推進体制

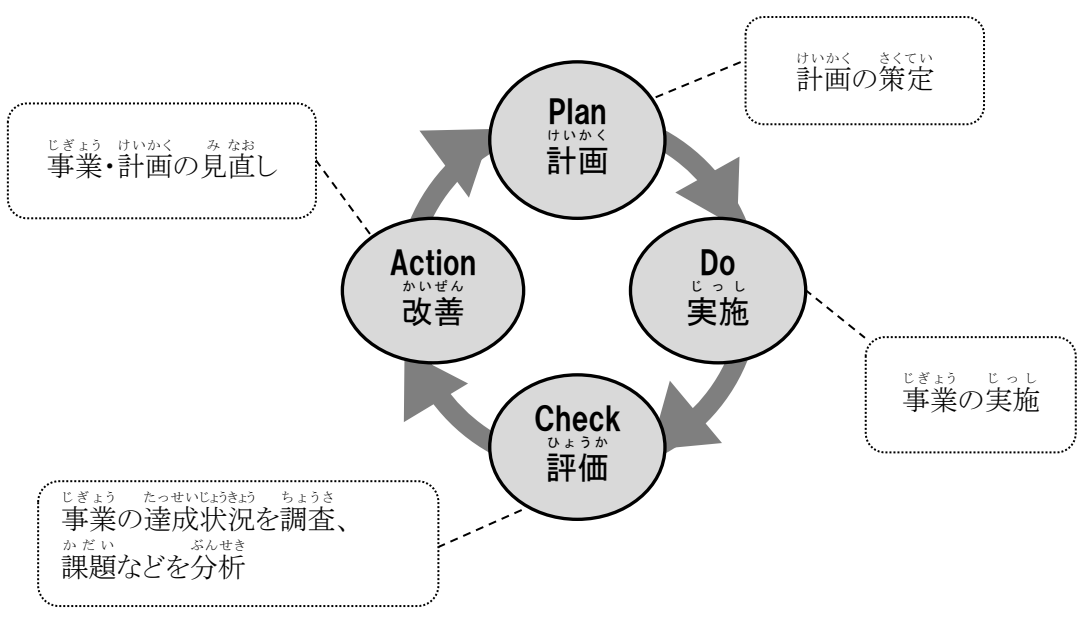
多文化共生に関する施策は様々な分野にまたがるため、多文化共生推進の担当課が中心となり、市内の全ての課と連携を取りながら、施策の推進に取り組んでいきます。

また、市民、地域コミュニティ、企業、民間団体などとの協働体制を強化し、計画の推進に努めます。

3. 計画の管理と評価

本計画をより実効性のあるものにするため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗状況を調査・評価したうえで見直しを図ります。

《PDCAサイクル》



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34

こなん し た ぶ ん か き ょう せい し ゃ かい す い し ん か ん じ ょう れ い  
(1) 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例

こなん し た ぶ ん か き ょう せい し ゃ かい す い し ん か ん じ ょう れ い  
湖南省多文化共生社会の推進に関する条例

へいせい ねん がつ にち  
平成24年3月28日  
じ ょう れ い だ い ご う  
条例第3号

もく て き  
(目的)

だ い じ ょう じ ょう れ い こく せ き みん ぞく と う こ と ひ と び と た が ぶ ん か み と あ じん けん そん ち ょう  
第1条 この条例は、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまち  
の市民としてその文化や習慣の下で共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的とす  
る。

き ほん り ね ん  
(基本理念)

だ い じ ょう た ぶ ん か き ょう せい し ゃ かい す い し ん ゆ た か つ り よ く す す つぎ か か じ ころ ひ つ よ う  
第2条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため、次に掲げる事項が必要で  
あることを旨として行わなければならない。

- (1) 個人の尊厳が重んじられ、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 個人がこのまちの市民として地域社会において主体的に様々な活動が行えるよう留意されること。
- (3) 国際的な人権保障の取組が留意されること。

し せ き む  
(市の責務)

だ い じ ょう し ぜん じ ょう き ほん り ね ん も と た ぶ ん か き ょう せい し せ き す い し ん  
第3条 市は、前条の基本理念に基づき多文化共生施策を推進するものとする。

す い し ん け い かく  
(推進計画)

だ い じ ょう し ち ょう た ぶ ん か き ょう せい し せ き そ う ご う て き け い かく て き じ っ し ち い き じ っ じ ょう ふ た ぶ ん か  
第4条 市長は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域の実情を踏まえた多文化  
共生推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く市民の意見を反映することができるよう措置  
を講じるものとする。
- 3 市長は、推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

こ う ほう か つ とう お よ ち ょう さ げ ん ぎ ゅう  
(広報活動及び調査研究)

だ い じ ょう し た ぶ ん か き ょう せい す い し ん か ん し み ん り かい ふ か ひ つ よ う こ う ほう か つ とう お こ な  
第5条 市は、多文化共生の推進に関する市民の理解を深めるために必要な広報活動を行うとともに、  
多文化共生施策に資するために必要な調査研究を行うものとする。

た  
(その他)

だ い じ ょう じ ょう れ い さだ た ぶ ん か き ょう せい し ゃ かい す い し ん か ん ひ つ よ う じ ころ べつ さだ  
第6条 この条例に定めるもののほか、多文化共生社会の推進に関し必要な事項は、別に定める。

ふ そく  
付 則

じ ょう れ い こ う ぶ ひ し ころ  
この条例は、公布の日から施行する。

1 (2) 湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則

3 湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則

平成25年3月28日  
規則第10号

6 (趣旨)

7 第1条 この規則は、湖南省付属機関設置条例(平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。)

8 第4条の規定に基づき、湖南省多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、  
9 運営その他必要な事項について定める。

10 (所掌事務)

11 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について  
12 協議し、意見を述べ、又は助言を行うものとする。

13 2 条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- 14 (1) 多文化共生推進施策に関する基本的な考え方に関する協議  
15 (2) 各行政分野における多文化共生推進施策のあり方に関する協議  
16 (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的のために必要な事項

17 (委員)

18 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 19 (1) 学識経験者  
20 (2) 各種団体の関係者  
21 (3) 市民の代表  
22 (4) その他市長が必要と認める者

23 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

24 3 委員は、再任を妨げない。

25 (委員長及び副委員長)

26 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

27 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

28 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

29 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

30 (会議)

31 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

32 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

33 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

34 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

35 (庶務)

36 第6条 委員会の庶務は、多文化共生推進に関する事務を所管する課において処理する。

37 (委任)

38 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

1 付 則

2 (施行期日)

3 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

4 (会議の招集の特例)

5 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文  
6 の規定にかかわらず、市長が招集する。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38



1 (3) 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針

4 平成22年（2010年）5月26日  
5 多文化共生社会推進本部

7 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針

9 1 目的

10 湖南省が行う外国人向けの情報提供や情報発信について多言語化等（わかりやすい  
11 日本語やピクトグラムなど、多言語化の他に外国人にわかりやすい情報提供の手法を含  
12 む。）の原則を示した上で、積極的な取組に努めることにより、外国人が暮らしやすい  
13 社会づくりを推進する。

15 2 対象

16 対象は、市のすべての部局（所管課等）が行う情報提供及び情報発信の内、情報の受け取り手  
17 に日本語がわからない外国人を相当数含むものとし、特に以下の情報を優先度が高いもの  
18 として取り扱う。

- 19 ①緊急時の対応、生命・財産に影響が大きい情報
- 20 ②保険又は税金等の権利及び義務に関する情報
- 21 ③医療及び保健に関する情報
- 22 ④子育て及び教育に関する情報
- 23 ⑤日常生活に密接な情報、生活マナー、相談等に関する情報
- 24 ⑥外国人の多数が在住又は活動する地域におけるイベント及び地理・交通上の情報

26 3 原則として対応する言語

27 外国人一般に対し広く情報提供を行う必要がある場合は、以下の（1）によるものとする。なお、国籍  
28 や地域、年齢層などで特定した外国人に対し情報の提供を行う場合は、その実態に応じ対応するものと  
29 する。

30 (1) 外国人市民向けの対応言語

31 湖南省在住の外国人に多く理解される、以下の4言語とする。

- 32 ①ポルトガル語
- 33 ②スペイン語
- 34 ③中国語
- 35 ④英語

36 (2) 例外

- 37 ①予算やスペースの制限等により、上記（1）で示す言語の全てに対応ができない場合は、それぞれの記載  
38 順（①～④）に優先するなどの対応を行なうものとする。
- 39 ②上記以外の言語においても、各部局（所管課等）において、提供する情報の重要性、及び経済性など

1 1 観<sup>かん</sup>点<sup>てん</sup>から多<sup>た</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>化<sup>か</sup>の必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>性<sup>せい</sup>があると判<sup>はん</sup>断<sup>だん</sup>で可<sup>げん</sup>能<sup>ご</sup>な言<sup>じゅう</sup>語<sup>なん</sup>につい<sup>せ</sup>ては、柔<sup>じゅう</sup>軟<sup>なん</sup>かつ積<sup>せ</sup>極<sup>き</sup>的<sup>てき</sup>に対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>するもの<sup>もの</sup>と

2 する。

3

4 4 運<sup>うん</sup>用<sup>よう</sup>方<sup>ほう</sup>針<sup>しん</sup>

5 (1) 予<sup>よ</sup>算<sup>ざん</sup>措<sup>そ</sup>置<sup>ち</sup>

6 ①新<sup>しん</sup>規<sup>き</sup>及<sup>お</sup>び従<sup>じゅう</sup>前<sup>ぜん</sup>より各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>局<sup>きょく</sup> (所<sup>しょ</sup>管<sup>かん</sup>課<sup>か</sup>等<sup>とう</sup>) にて予<sup>よ</sup>算<sup>ざん</sup>措<sup>そ</sup>置<sup>ち</sup>して<sup>して</sup>いた多<sup>た</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>は、原<sup>げん</sup>則<sup>そく</sup>各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>局<sup>きょく</sup>にて予<sup>よ</sup>算<sup>ざん</sup>措<sup>そ</sup>置<sup>ち</sup>を

7 行<sup>おこな</sup>う。

8

9 (2) 翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>の方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup>

10 以<sup>い</sup>下<sup>か</sup>の方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup>を、そ<sup>とく</sup>の特<sup>にん</sup>性<sup>しき</sup>を認<sup>てい</sup>識<sup>きょう</sup>し、提<sup>じょう</sup>供<sup>ほう</sup>す<sup>ない</sup>る情<sup>かん</sup>報<sup>あん</sup>の<sup>う</sup>内<sup>え</sup>容<sup>せん</sup>を<sup>たく</sup>勘<sup>く</sup>案<sup>あ</sup>した上<sup>じ</sup>で選<sup>じ</sup>択<sup>し</sup>又<sup>し</sup>は組<sup>あ</sup>み合<sup>あ</sup>わ<sup>せ</sup>て実<sup>じ</sup>施<sup>し</sup>す

11 る。

12 ①全<sup>ぜん</sup>文<sup>ぶん</sup>又<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>部<sup>ぶ</sup>の翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>の選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>

| 方 <sup>ほう</sup> 法 <sup>ほう</sup>  | 特 <sup>とく</sup> 性 <sup>せい</sup>  |
|--|--|
| 文 <sup>ぶん</sup> 書 <sup>しょ</sup> 全 <sup>ぜん</sup> 文 <sup>ぶん</sup> の翻 <sup>ほん</sup> 訳 <sup>やく</sup> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原<sup>げん</sup>則<sup>そく</sup>的<sup>てき</sup>、一<sup>い</sup>般<sup>ぱん</sup>的<sup>てき</sup>な翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>。</li> <li>・正<sup>せい</sup>確<sup>かく</sup>性<sup>せい</sup>が<sup>た</sup>高<sup>か</sup>い。</li> </ul> |
| 一 <sup>いち</sup> 部 <sup>ぶ</sup> の翻 <sup>ほん</sup> 訳 <sup>やく</sup>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・限<sup>か</sup>ら<sup>ざ</sup>れ<sup>い</sup>た紙<sup>し</sup>面<sup>めん</sup>で<sup>ほん</sup>の翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>に<sup>り</sup>よ<sup>う</sup>う。</li> </ul>  |

13 ②日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>語<sup>ご</sup>・外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>語<sup>ご</sup>の併<sup>へい</sup>記<sup>き</sup>又<sup>が</sup>は外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>語<sup>ご</sup>単<sup>たん</sup>独<sup>どく</sup>記<sup>き</sup>載<sup>さい</sup>の選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>

| 方 <sup>ほう</sup> 法 <sup>ほう</sup>   | 特 <sup>とく</sup> 性 <sup>せい</sup>   |
|---|---|
| 日 <sup>に</sup> 本 <sup>ほん</sup> 語 <sup>ご</sup> ・外 <sup>がい</sup> 国 <sup>こく</sup> 語 <sup>ご</sup> の併 <sup>へい</sup> 記 <sup>き</sup> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>人<sup>じん</sup>及<sup>が</sup>び外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>人<sup>じん</sup>の区<sup>く</sup>別<sup>べつ</sup>な<sup>く</sup>く(区<sup>く</sup>別<sup>べつ</sup>で<sup>き</sup>な<sup>い</sup>)情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>を<sup>は</sup>っ<sup>しん</sup>す<sup>る</sup>際<sup>さい</sup>に<sup>り</sup>よ<sup>う</sup>う。</li> <li>・日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>人<sup>じん</sup>に<sup>も</sup>記<sup>き</sup>載<sup>さい</sup>内<sup>ない</sup>容<sup>りょう</sup>が<sup>わ</sup>か<sup>る</sup>た<sup>め</sup>、問<sup>と</sup>合<sup>あ</sup>わ<sup>せ</sup>時<sup>じ</sup>の対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>に<sup>べん</sup>り。</li> <li>・地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>で<sup>も</sup>近<sup>きん</sup>隣<sup>りん</sup>の日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>人<sup>じん</sup>に<sup>か</sup>く<sup>に</sup>ん<sup>に</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>す<sup>る</sup>こ<sup>と</sup>が<sup>で</sup>き<sup>る</sup>。</li> <li>・必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>なス<sup>お</sup>ペ<sup>お</sup>ース<sup>お</sup>が<sup>大</sup>き<sup>く</sup>な<sup>る</sup>。</li> </ul> |
| 外 <sup>がい</sup> 国 <sup>こく</sup> 語 <sup>ご</sup> 単 <sup>たん</sup> 独 <sup>どく</sup>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>人<sup>じん</sup>を<sup>と</sup>く<sup>てい</sup>して情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>きょう</sup>が<sup>か</sup>の<sup>う</sup>ば<sup>あ</sup>い<sup>り</sup>よ<sup>う</sup>う。</li> <li>・外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>人<sup>じん</sup>を<sup>と</sup>く<sup>てい</sup>して情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>きょう</sup>が<sup>か</sup>の<sup>う</sup>ば<sup>あ</sup>い<sup>り</sup>よ<sup>う</sup>う。</li> </ul>  |

14 ③外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>語<sup>ご</sup>が存<sup>そん</sup>在<sup>ざい</sup>し<sup>な</sup>い単<sup>たん</sup>語<sup>ご</sup>の取<sup>と</sup>り扱<sup>あ</sup>い

15 地<sup>ち</sup>名<sup>めい</sup>な<sup>ど</sup>の固<sup>こ</sup>有<sup>ゆう</sup>名<sup>めい</sup>詞<sup>し</sup>は、へ<sup>じ</sup>ボ<sup>ひ</sup>ン<sup>ひょう</sup>式<sup>き</sup>ロ<sup>ろ</sup>マ<sup>ま</sup>字<sup>じ</sup>で表<sup>ひょう</sup>記<sup>き</sup>す<sup>る</sup>。

16 ④ネ<sup>な</sup>イ<sup>い</sup>ティブ<sup>てい</sup>ブ<sup>ぶ</sup>チェ<sup>ち</sup>ック<sup>く</sup> (当<sup>たう</sup>該<sup>がい</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>を母<sup>ぼ</sup>語<sup>ご</sup>と<sup>す</sup>る人<sup>ひと</sup>に<sup>よ</sup>る<sup>ち</sup>ェ<sup>ち</sup>ェ<sup>ち</sup>ック<sup>く</sup>)

17 多<sup>た</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>化<sup>か</sup>へ<sup>の</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>は、原<sup>げん</sup>則<sup>そく</sup>と<sup>して</sup>ネ<sup>な</sup>イ<sup>い</sup>ティブ<sup>てい</sup>ブ<sup>ぶ</sup>チェ<sup>ち</sup>ック<sup>く</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>な</sup>す<sup>る</sup>もの<sup>もの</sup>と<sup>す</sup>る。特<sup>とく</sup>に正<sup>せい</sup>確<sup>かく</sup>性<sup>せい</sup>が<sup>よう</sup>求<sup>きゅう</sup>さ<sup>る</sup>る

18 情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>につい<sup>て</sup>は、必<sup>かな</sup>ず<sup>じ</sup>実<sup>じ</sup>施<sup>し</sup>す<sup>る</sup>。

19 ⑤経<sup>けい</sup>費<sup>ひ</sup>の節<sup>せつ</sup>減<sup>げん</sup>

20 翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>の依<sup>い</sup>頼<sup>らい</sup>に<sup>際</sup>しては、過<sup>か</sup>去<sup>こ</sup>に翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>さ<sup>れ</sup>た類<sup>る</sup>似<sup>い</sup>のデ<sup>けい</sup>ー<sup>ひ</sup>タ<sup>せつ</sup>を<sup>ほん</sup>活<sup>か</sup>用<sup>やく</sup>す<sup>る</sup>な<sup>ど</sup>経<sup>けい</sup>費<sup>ひ</sup>の節<sup>せつ</sup>減<sup>げん</sup>(翻<sup>ほん</sup>訳<sup>やく</sup>者<sup>しゃ</sup>の負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>軽<sup>けい</sup>減<sup>げん</sup>を

21 含<sup>ふく</sup>む)に<sup>つ</sup>と<sup>め</sup>る<sup>もの</sup>と<sup>す</sup>る。

22 ⑥多<sup>た</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>化<sup>か</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>な</sup>した情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>の提<sup>てい</sup>供<sup>きょう</sup>方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup>

23 緊<sup>きん</sup>急<sup>きゅう</sup>性<sup>せい</sup>及<sup>お</sup>び費<sup>ひ</sup>用<sup>りょう</sup>、効<sup>こう</sup>果<sup>か</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>かん</sup>案<sup>あん</sup>し、文<sup>ぶん</sup>書<sup>しょ</sup> (紙<sup>かみ</sup>媒<sup>ばい</sup>体<sup>たい</sup>)、イ<sup>えい</sup>ン<sup>おん</sup>タ<sup>せい</sup>ー<sup>とう</sup>ネ<sup>とう</sup>ッ<sup>とう</sup>ト、映<sup>えい</sup>像<sup>ざう</sup>、音<sup>おん</sup>声<sup>せい</sup>等<sup>とう</sup>のい<sup>ず</sup>れ<sup>か</sup>、ま<sup>た</sup>

24 は複<sup>ふく</sup>合<sup>ごう</sup>に<sup>よ</sup>り対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>す<sup>る</sup>。

1 (3) その他

2 ①わかりやすい日本語

- 3 一定の必要性があるにもかかわらず、予算やスペース等の制限により翻訳版を作成できない場合、ある  
 4 いは少数言語の外国人への配慮として、わかりやすい日本語による情報提供に努めるものとする。  
 5 <参考>平易な表現を用いることその他、以下の方法などがある。

| ほう ほう<br>方 法 | とく せい<br>特 性  |
|--------------|---|
| ひらがなルビの付記    | ひかくてきようい たいおう<br>・比較的容易に対応できる。一般的   |
| わかち書き        | にほんご ぶんしょう<br>・日本語の文章において文節（又は単語）の区切りに空白を挟んで記述することで、単語の区切りをわかりやすくする。<br>じしょ ひ さい べんり<br>・辞書を引く際にも便利。<br>れい にほんご ぶんしょう ぶんせつ くぎ<br>（例）：日本語の文章において文節の区切りに空白を挟んで記述すること。 |

6  
7 ②ピクトグラム（図記号）

- 8 図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を視覚的に行うことができるため、伝えたい内容  
 9 により利用を検討する。（主に看板等）

10  
11 5 役割分担

12 (1) 各部局（所管課等）

- 13 ①所管事業の情報提供等に関する多言語化の実施責任者として、本方針の主旨を理解し、外国人の視点  
 14 に立った積極的な取組に努める。  
 15 ②所管する外郭団体他、関係機関、市民団体等に対し、本方針の主旨が理解され取組まれるよう努める。

16  
17 (2) 人権擁護課

- 18 ①各部局（所管課等）からの依頼に応じ、翻訳及び多言語化に係る相談・助言等を行う。  
 19 ②各部局（所管課等）の多言語化に関する取組に対し、翻訳及び統一的かつ効果的な取組のために必要な  
 20 情報の提供、相談・助言等の支援を行うとともに、全庁的な多言語化の総括を行う。  
 21 ③適宜、外国人に関する情報を収集するとともに本方針への影響を検証し、関係部局と調整の上、  
 22 必要に応じて本方針を更新する。

1 (4) 用語解説

2 50音順 ※このプランでは次の意味で使用しています。

|               | げん こと<br>言 語 | せつ めい<br>説 明   |
|---------------|--------------|--|
| I             | ITとICT       | <p>ほぼ同じ意味の言葉ですが、具体的には使い分けされており、ITはハードウェアやソフトウェア、インフラなどコンピュータ関連の技術そのものを指す用語。英語の「Information Technology」(情報技術)の略。</p> <p>ICTは情報を伝達することを重視し、医療や教育などにおける技術の活用方法やその方法論を指す。英語の「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略</p>           |
| N             | NPO          | <p>営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。英語の Non-profit organization の略。</p>  |
| あ<br>ぎょう<br>行 | アイデンティティ     | <p>人が自分らしく生きるための社会的、文化的、民族的な要素や背景、よりどころ。</p>   |
|               | アプリ          | <p>特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。アプリケーションソフトウェアの略。</p>   |
| か<br>ぎょう<br>行 | 外国人市民        | <p>「市民」とは市の住民または湖南省内に住民票のある人のこと。ただし、本計画での外国人市民とは外国籍を有する市民の他、日本国籍保持者で外国にルーツをもち本市に生活拠点を有する人のこと。</p> <p>※「第2章 外国人市民の概況」での各種統計には日本国籍で外国にルーツをもつ市民は含まれない。</p> <p>※国や他団体が使用している名称等の場合、標記の変更をせずに「外国人」と標記。また、市民より広い概念で外国籍を有する人を指す場合は「外国人住民」と標記。</p> |
|               | 外国にルーツを持つ子ども | <p>「国籍にかかわらず父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者などの子ども」をさすが、このプランでは、国籍にかかわらず、異なる文化背景を持つことにより、日本語指導やサポートが必要な子どもを含む。</p>   |
|               | キーパーソン       | <p>多文化共生の地域づくりを進める際に様々な場面で求められる人材や能力・資質を持った人。語学力やコミュニケーション能力、異文化に対する理解力などを持ち、グローバル化する社会で求められる人材。</p>   |
|               | グローバル化       | <p>経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。</p>   |
| さ<br>ぎょう<br>行 | ジェンダー        | <p>女らしさ、男らしさなど、生物学的な性差ではなく社会的・文化的につくりあげられた性差や性的な役割。</p>  |
|               | 市民           | <p>湖南省内で活動する人あるいは働く・勉強する人。</p>   |

|        |                    |   |
|--------|--------------------|---|
|        | じゅうみん<br>住民        | こなんしな い じゅうみんひやう ひと<br>湖南省内に住民票のある人。  |
| た<br>行 | たげんご<br>多言語        | ふた いじょう げんご へいぞん かっこく こうようご<br>二つ以上の言語が並存すること。各国の公用語のほか、「やさしい日本語」を含む。   |
|        | たぶんかきょうせい<br>多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、地域の<br>一員として共に生きていくことができる社会のこと。<br>こくせき 民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築<br>こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。                      |
| な<br>行 | につけい じん<br>日系(人)   | かつて海外へ移民をした日本人の子孫。1990年の出入国管理及び難民認定法の<br>改正により、来日する日系人が増加した。  |
| は<br>行 | ほうせつせい<br>包摂性      | 年齢やジェンダー、国籍等に関係なくすべての人へ向けたアクションをすることが求<br>められ、すべての人に意識を向ける姿勢。近年重視される価値観。  |
|        | ふくごうさいがい<br>複合災害   | かんせんしやうおよ ぜんさいがい くべつ そうしやう<br>感染症及び自然災害を区別した総称。   |
|        | ぼご<br>母語           | 幼児期に家庭内で使用されるなど自然に習得する言語。<br>「母国語」は、出身国で公用語として使われる言語をさす場合が多い。   |
| や<br>行 | にほんご<br>やさしい日本語    | 外国人市民のために考案された、ルールに沿って行うコミュニケーションツールのこ<br>と。会話では熟語を避け、です・ます形を用い、て、文章の場合は文節や単語で区切<br>る・漢字にふりがなを振るなど活用する。主に災害時に有用な言語とされているが、<br>湖南省では多文化共生推進のため、広報や行政窓口での活用を推進している。 |

1

2

**多文化共生** 現在では一般的に広く普及している定義「多文化共生の推進に関する研究会報告書」にあわせました。

**住民** P 1 改訂の経緯、コラム④に 2 か所、本文中に 4 か所のみ表記であったため、P 1 改訂の経緯を除いて、「市民」の表記に統一しました。  
改訂の経緯は、国や県の動向を踏まえた一連の経緯を記載しているため、表記の統一は困難。

1 (5) プラン<sup>さくてい</sup>策定<sup>けいか</sup>の経過

2

3

プラン<sup>さくてい</sup>策定<sup>けいか</sup>の経過

4

5 令和<sup>れいわ</sup>3年度<sup>ねんど</sup>（2021年度）

7月<sup>がつ</sup> 8日<sup>にち</sup> 第1回<sup>だい</sup> 湖南市<sup>かいこなん</sup> 多文化<sup>したぶん</sup> 共生<sup>かきょうせい</sup> 推進<sup>すいしん</sup> プラン<sup>さくてい</sup> 策定<sup>けいか</sup> 委員会

9月<sup>がつ</sup> 21日<sup>にち</sup> 第2回<sup>だい</sup> 湖南市<sup>かいこなん</sup> 多文化<sup>したぶん</sup> 共生<sup>かきょうせい</sup> 推進<sup>すいしん</sup> プラン<sup>さくてい</sup> 策定<sup>けいか</sup> 委員会

10月<sup>がつ</sup> 27日<sup>にち</sup> 第3回<sup>だい</sup> 湖南市<sup>かいこなん</sup> 多文化<sup>したぶん</sup> 共生<sup>かきょうせい</sup> 推進<sup>すいしん</sup> プラン<sup>さくてい</sup> 策定<sup>けいか</sup> 委員会

11月<sup>がつ</sup> 15日<sup>にち</sup> 人権<sup>じんけん</sup> 擁護<sup>ようご</sup> 審議<sup>しんぎ</sup> 会<sup>かい</sup> において<sup>ほうこく</sup> 報告

11月<sup>がつ</sup> 22日<sup>にち</sup> 湖南市<sup>こなん</sup> 多文化<sup>したぶん</sup> 共生<sup>かきょうせい</sup> 社会<sup>しゃかい</sup> 推進<sup>すいしん</sup> 本部<sup>ほんぶ</sup> において<sup>ほうこく</sup> 報告

11月<sup>がつ</sup> 24日<sup>にち</sup> 市議<sup>しぎ</sup> 会<sup>かい</sup> 全<sup>ぜん</sup> 員<sup>ぎん</sup> 協<sup>きょう</sup> 議<sup>ぎ</sup> 会<sup>かい</sup> において<sup>けいかせつめい</sup> 経過<sup>けい</sup> 説明<sup>せつめい</sup>

12月<sup>がつ</sup> 1日<sup>にち</sup> パブリック<sup>ほしゅう</sup> コメント<sup>どうげつ</sup> 募集<sup>にち</sup>（～同月28日）

2月<sup>がつ</sup> 24日<sup>にち</sup> 第4回<sup>だい</sup> 湖南市<sup>かいこなん</sup> 多文化<sup>したぶん</sup> 共生<sup>かきょうせい</sup> 推進<sup>すいしん</sup> プラン<sup>さくてい</sup> 策定<sup>けいか</sup> 委員会

2月<sup>がつ</sup> XX日<sup>にち</sup> 人権<sup>じんけん</sup> 擁護<sup>ようご</sup> 審議<sup>しんぎ</sup> 会<sup>かい</sup> において<sup>ほうこく</sup> 報告

3月<sup>がつ</sup> XX日<sup>にち</sup> 市議<sup>しぎ</sup> 会<sup>かい</sup> 全<sup>ぜん</sup> 員<sup>ぎん</sup> 協<sup>きょう</sup> 議<sup>ぎ</sup> 会<sup>かい</sup> において<sup>ほうこく</sup> 報告

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22

こなん し たぶん かきょうせいすいしん さくていいいんめいぼ  
**湖南省多文化共生推進プラン策定委員名簿**

にんき れいわ ねん ねん がつ にち れいわ ねん ねん がつ にち  
 (任期：令和3年(2021年)6月1日～令和4年(2022年)5月31日)

| やくしよく<br>役職                          | しめい<br>氏名         | しょぞくだんたい<br>所属団体など                           |
|--------------------------------------|-------------------|--|
| いいんちよう<br>委員長                        | あべ いちろう<br>阿部 一郎  | いっばんざいだんほうじんじちたいこくさいかきょうかい<br>一般財団法人自治体国際化協会 |
| ふくいんちよう<br>副委員長                      | ふなごし すずよ<br>船越 鈴代 | こなんし れんらくきょうぎかい<br>湖南省ボランティア連絡協議会            |
| いいん<br>委員<br><br>ごじゅうおんじゆん<br>(五十音順) | あおき よしみち<br>青木 義道 | こなんしきょういくいいんかいじむきよく<br>湖南省教育委員会事務局           |
|                                      | うえもり ひでお<br>上森 秀夫 | かぶしきがいしゃ<br>インフィニティ株式会社                      |
|                                      | かい まさのぶ<br>甲斐 正信  | こなんしじんけん かいぎ<br>湖南省人権まちづくり会議                 |
|                                      | なかの りょうま<br>中野 龍馬 | いま<br>今プラス                                   |
|                                      | はせ へい官<br>長谷 平官   | こなんしこくさいきょうかい<br>湖南省国際協会                     |

(敬称略)

こなんししみんけんしやう  
**湖南省市民憲章**

わたしたちは、悠久の野洲川の流れた美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切に、自然と調和したまちをつくりまします。
- 一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくりまします。
- 一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくりまします。
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくりまします。
- 一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくりまします。

へいせいじゅうななねんじゅういちがつにじゅうににせいてい  
 平成十七年十一月二十日制定

## 当日資料 4

令和4年(2022年)2月 日

湖南市長 生田 邦夫 様

湖南市多文化共生推進プラン策定委員会  
委員長 阿部 一郎

### 第3次湖南市多文化共生推進プランの策定について(答申)(案)

令和3年(2021年)7月8日付湖人第75号で諮問のあったこのことについて、当委員会により慎重な審議を重ねた結果、別添「湖南市多文化共生推進プラン With KONAN Plan」のとおり答申します。